



那賀川町複合施設 整備基本構想

令和7年3月
阿南市



目 次

第1	はじめに.....	1
	1. 背景及び目的.....	1
	2. 複合施設のビジョン.....	1
第2	施設整備基本構想の整理.....	2
	1. 関連計画の整理.....	2
	2. 公共施設整備状況.....	5
第3	関係者意見の把握.....	7
	1. プロジェクトチーム.....	7
	2. 住民向け説明会の開催.....	7
	3. アンケート調査.....	9
第4	基本構想の策定.....	12
	1. 基本的な施設整備についての考え方.....	12
	2. 基本理念・基本方針.....	12
	3. 具体化するためのアプローチ.....	13
	4. 地域の皆様とともに考える.....	13
	5. エリアの考察.....	14

第5 基本構想の実現に向けて.....	15
1. 今後の取り組み検討事項.....	15
2. 構想の具現化.....	15

別紙 『施設整備計画』

第1 はじめに

1. 背景及び目的

昭和50年に建設され、かつて「町民センター」の名称で地元住民らに活用されていた、那賀川社会福祉会館は、雨漏りや設備の老朽化等、耐震診断未実施などの理由から、現在は、通常の施設利用に支障を来す状態となっています。このことから、令和元年9月に地域住民から3,710名分の署名を添えた陳情が行われ、その後も、令和2年4月、令和5年2月に陳情の申し出が繰り返行われてきました。このような住民からの要望に真摯に向き合うべく、施設の建替えの必要性やこれからの施設のあり方等につき検討を重ねてきました。

また、本市では、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する必要性から、平成28年度に『阿南市公共施設等総合管理計画』を策定し、令和2年度には、個別施設ごとに施設の特性や維持管理、更新等に係る取り組み状況を踏まえ、中長期的な視点で市が保有する各施設の具体的な将来の方向性を定めた、『阿南市建物系公共施設個別施設計画』を策定しました。これらの計画を踏まえつつ、那賀川町エリアにおける具体的な施設再編や持続可能なまちづくりを推進するため、「那賀川町複合施設整備基本構想」を策定するものです。

この基本構想を策定するにあたり、地域課題やあるべきまちの姿を地域住民の皆様とともに考え、いただいたご意見を可能な限り施設整備や運営に反映すべく、令和5年9月に住民説明会及び市民向けアンケート、令和6年11月に地元関係者向け説明会、令和7年2月に那賀川町商工会の若手らとの意見交換会を行ってまいりました。

2. 複合施設のビジョン

那賀川社会福祉会館の建替えにあたっては、公共施設マネジメントの観点から、単純に施設の更新を行うのではなく、那賀川町エリアにおいて必要な行政機能の再考や、関係する周辺施設との集約化複合化、エリア全体の施設再編の検討等もあわせて行う必要があります。また、これから那賀川町エリアにとって必要なサービスは何か、住民から望まれる公共施設は何かといった調査分析を行い、那賀川社会福祉会館の建替えが那賀川町エリア全体の価値を向上させることに寄与することを目標とする必要があります。

このことを踏まえ、那賀川社会福祉会館や周辺施設を所管する課や公共施設マネジメント及びまちづくりに関する課の職員らによって構成されたプロジェクトチームにおいて、那賀川社会福祉会館の建替えについて具体的協議・検討を行い、次のビジョンを設定しました。

基本理念

那賀川町エリアの中心となる複合型交流拠点

第2 施設整備基本構想の整理

1. 関連計画の整理

公共施設の整備に関連する計画は次のとおりです。

阿南市総合計画(2021年～2028年まで)	
将来像	多様な産業が咲き誇る 生涯チャレンジ都市 阿南
基本政策	1. みんなが健康で自立した生活ができるまちづくり～健康・福祉～ 2. 安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり～安全・安心～ 3. 豊かな心と生きる力を育むまちづくり～教育・文化～ 4. 地域資源を生かした新たなにぎわいと活力を創出するまちづくり ～産業・交流～ 5. 自然と調査した快適で暮らしやすいまちづくり～都市基盤・都市環境～
阿南市都市計画マスタープラン(2010年～2030年まで)	
基本理念	美しい自然と活力ある産業が調和し心豊かに暮らせる定住交流都市阿南
基本目標	1. 安全で安心して、快適に暮らせる都市構造づくり 2. 豊かな自然や歴史・文化にふれあえる都市環境づくり 3. 魅力に満ちる交流拠点都市づくり 4. 生活・産業基盤が整った都市づくり 5. 自然環境や郷土景観と調和する田園のまちづくり 6. 人々と行政の協働による都市づくり
地域別の 基本方針	那賀川地域 ①地域の整備目標 ・農業と住宅が調和する 快適な田園のまちづくり ②まちづくりの基本方針 ア 身近な生活拠点の充実 イ 良質な市街地形成の計画的な誘導 ウ 田園と調和する適正な都市的土地利用の規制誘導によるまちづくり エ 食料の安定供給基地となる優良農地の保全
阿南市公共施設等総合管理計画(2017年～2056年)	
公共施設等 をめぐる課題 への対応	(3)施設保有総量の縮減目標 公共施設保有量も人口に応じ効率的に住民サービスの水準と効果を維持しながら最適化を図ることが重要です。このため、建物系公共施設については、人口減少等による施設規模の適正化等を図るため施設保有量(延床面積)を40年間で15%以上縮減していくことを目標とします。なお、今後の本市を取り巻く状況が更に厳しくなることもあり得ることから、この目標数値については、随時検証を行い必要に応じて計画の見直しを行っていくものとします。

<p>公共施設等の管理に関する基本的な考え方</p>	<p>(1)建物系公共施設</p> <p>①新規整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の有効活用を図り、原則として新規整備は行いません。 ・新規建設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。 ・年少人口、老年人口比率の変化に対応した施設整備を検討していくこととします。 <p>②施設の更新(建て替え)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の統合・整理や遊休地の活用を積極的に図り、施設の複合化などによって住民サービスを維持しつつ施設総量を縮減します。 ・複合施設においては、管理・運営を一元化・効率化し、施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は処分を促進します。 <p>③施設総量(総床面積)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途が重複している施設(公民館・集会所・ホール等)については、住民サービスを考慮しながら集約化を図り、統合や整理を検討します。 ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、それでもなお稼働率が低い場合は、統合や整理も検討します。 <p>④施設コストの維持管理、運営コストについて</p> <p>PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:公民連携)/PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ:建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用)など、民間の力の活用を促進しながら公共施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。</p> <p>⑤ゾーニング手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの活用方法を見直しながら、ゾーニング手法によって公共施設の数、規模、機能、位置等を総合的に検討します。
<p>阿南市建物系公共施設個別施設計画(2021年～2056年)</p>	
<p>公共施設の現状</p>	<p>1 公共施設の老朽化状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築から30年以上経過した施設が全体の約5割あり、施設の老朽化が進んでいることがわかります。
<p>公共施設の管理に関する方針等について</p>	<p>1 適切な維持管理</p> <p>本市では「予防保全」を導入し、施設の長寿命化や、施設全体に係るコストの引き下げを図ります。不具合が発生した際にその都度対応する「事後保全」では、施設の経年劣化が早くなり建て替えの時期が早くなる傾向がありますが、「予防保全」では小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行い施設性能・機能を一定レベルに保つことができます。また、日常点検の実施や情報の共有等を行うことにより適切な施設の維持管理を推進します。</p> <p>2 耐用年数について</p>

耐用年数は、工事の実施時期や施設の老朽化を検討する際の目安となります。法定耐用年数を経過した施設であっても、適切な維持管理を行うことにより物理的耐用年数を延ばし施設を長期的に使用することが可能となります。

3 目標使用年数について

既存施設及び新築施設の長寿命化の目標使用年数として、「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)を参考に下表のように設定します。

構造別目標使用年数

鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
80年	80年	50年

4 長寿命化改修について

長寿命化を図る施設については、予防保全的な改修を行い、建物を良い状態に保ち躯体の耐用年数まで使用することを目指します。計画的に予防保全的な改修を行うことにより施設の性能・機能を一定レベルに保ちつつ、目標使用年数の中間年で長寿命化改修を行い施設の性能・機能を引き上げます。

5 点検・診断等の実施

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能をもっています。それらの部材や設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物を美しく使っていくための総合的な管理運営や点検・保守・整備などの業務を行います。

2. 公共施設整備状況

(1) 関連する公共施設の状況

複合施設に求める機能と関連する那賀川町エリアの公共施設の状況は、次のとおりです。

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	備 考	外観写真
那賀川社会福祉会館	苅屋 357-1	2,195.97	S50.1	・クラブ活動 ・北部第1お世話センター	
那賀川公民館	今津浦喜来 31-1	525.00	S54.3	・公民館	
那賀川支所	苅屋 323	1,400.35 62.44 477.71 195.00	S43.10 S57.4 S60.3 H5.2	・支所	
那賀川 老人いこいの家	苅屋 325-2	797.00	S61.3	・青少年健全育成 センター ・保護司会	
那賀川公民館 平島分館	赤池 307-2	544.42	S58.3	・学童保育 ・児童クラブ	
デイサービスセンタ ー栖竜荘	苅屋 357-1	357.00	H1.2	・阿南社会福祉協 議会	

(2) 周辺の公共施設の機能

複合施設が整備されるエリア周辺の公共施設の整備状況は、次のとおりです。

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	備 考	外観写真
那賀川図書館	苅屋 308-1	1,795.00	H6.3	・図書イベント ・視聴覚室	
那賀川スポーツセンター	苅屋 354-1	3,404.00	H16.4	・那賀川中学校 体育館 ・スポーツイベン ト	
平島こどもセンター	苅屋 370-5	1,376.00 1,092.00	H19.5 H20.2	・なかよし広場 (親子に無料開 放)	
那賀川中学校	苅屋 370-1	5,914.00 615.00 98.00	H24 H25 H25	・夏祭り	
阿波公方・民俗資料館	古津 339-1	349.35	S62.3	・入館料 大人200円	
道の駅公方の郷 なかがわ	工地803	216.00	H12.8	・JA とれとれ市 ・物産販売	

第3 関係者意見の把握

1. プロジェクトチーム

那賀川社会福祉会館の建替えの検討を行うため、周辺施設の所管課等担当職員を集めたプロジェクトチームを令和4年10月に立ち上げました。このプロジェクトチームは、公共施設マネジメントの統括及び公民連携手法等の検討を行う行革デジタル戦略課、社会福祉会館の所管課である商工政策課、新施設の中心的機能を担う生涯学習課、那賀川支所を所管する市民生活課、老人いこいの家等を所管する地域共生推進課、防災の観点から危機管理課、まちづくりや都市計画の視点からまちづくり推進課により構成されました。このプロジェクトチームにおいて、関係職員が集い、全3回(令和4年10月21日・令和5年2月16日・令和5年3月23日)の具体的協議・検討が行われ、複合施設のビジョンや基本的な論点整理等が行われました。



プロジェクトチームによる検討会の進め方

4

具体的に何をどうする・・・

- 各課、各担当で取組目的や現状の施設情報を共有し、各自の専門性等も活かしながらアイデアを集約する。

意見交換したい内容

- 本件の問題点や課題の整理
- 施設周辺地域の現状把握
- これからの当該公共施設のあるべき理想
- 各方法論におけるメリット、デメリット

具体的な意見交換方法

- ディスカッションを行い必要な情報を集約
- 各担当の意見を確認をプロジェクトシートで把握
- 新しい案については、ワークショップ形式等で意見集約

検討手順(案)

5

- 集約化対象施設の選定
- 集約化対象施設の現状把握
- エリアに必要な施設の考察
- 新しい施設に必要な機能の考察
- 施設の設置場所
- 集約化にあたり活用可能な財源
- 地域住民の合意を得る方法の検討
- その他(建設手法や、施設除却方法、利活用の検討、担当の要望など)

※まずは施設所管課で議論を尽くしましょう。
※次に、論点整理を行います。
※これから集約するべき施設イメージを共有しましょう。
※自信をもって提案できる企画にまとめていきましょう。
※企画は1つに絞る必要はありません。

新施設の主たる機能やビジョン

15

ビジョン 「那賀川町の中心拠点・複合型交流拠点」

主たる機能

- 公民館(住民の文化活動やレクリエーション)
- 支所(又は住民センター)機能による行政窓口
- 子育て支援機能(学童等やおひさま広場、単独にこどもを連れていく目的となる遊具や広場)
- 民間利用のためのスペース(テナントスペースや貸事務所、カフェスペースなど)
- 防災機能(避難所としても安心できるもの、屋外防災備蓄倉庫、充電設備、非常用電源、屋外電源など)

(理由)

- 多くの老朽化した施設を、集約化、複合化することから、これからのエリアの中心施設として期待。
- 将来にわたり、多くの人に安心して利用し、地域の交流拠点になってもらいたい。
- これからの地域の中心となる公共施設として必要な機能を集約する。

2. 住民向け説明会の開催

(1) 住民説明会

プロジェクトチームでの検討内容を地域住民に説明するため、令和5年9月27日に那賀川社会福祉会館において住民説明会を開催しました。

那賀川社会福祉会館の建替えに向けて
住民説明会
地域の皆さんとともに考える
新たな那賀川町の中心拠点整備
2023
9/27(水)
19:00~
会場 那賀川社会福祉会館3階

説明会では、老朽化した那賀川社会福祉会館の建替えや那賀川町エリアにおける公共施設のあり方について説明のうえ、住民の皆様と意見交換することを目的としています。多くの皆様のご参加を期待しております。

資料準備等の都合のため、下記はオンライン申請より、ご参加いただきまますべからずの代表者のお名前又は団体名、ご参加いただける人数等について事前申込みをお願いいたします。当日は、事前申込みのない参加も可能になっております。

那賀川町企画部 行革デジタル戦略課
公共施設マネジメント係
☎: 0884-24-8024
Mail: densen@nanai-tokushima.jp



(2) 地元関係者説明会

令和6年11月13日に、那賀川社会福祉会館において、地域の各種団体及び関係者等を対象に、那賀川社会福祉会館の建替え構想案について説明を行い、これについての具体的な意見交換を行いました。



(3) 那賀川町商工会の若手らとの意見交換会

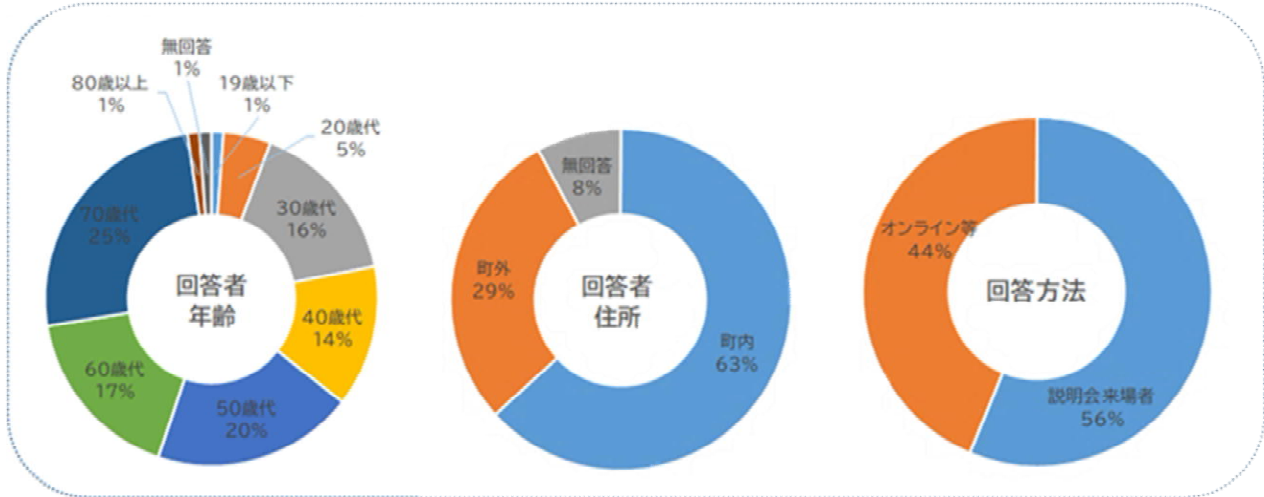
令和7年2月17日に、那賀川町商工会の会員やその関係者10名と、阿南市役所の会議室にて意見交換会を行いました。

項目	意見交換概要
全体的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校周辺として子どもたちがふれ合える場所 ・「学びの場」として住民が集まれる場所 ・これからの那賀川町エリア全体を見据えたグランドビジョンが必要 ・まちづくりのプロを加えてはどうか
施設イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築的に「意匠」が必要であり、こだわって欲しい。 ・機能を詰め込みすぎないように最低限必要な機能の選別が必要
施設機能	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てスペース ・カフェスペース ・学童などの子育て支援 ・ジムや自習室等、学生の利用が見込める機能 ・災害時に使用できる浴室 ・大ホールの平時利用
付随する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の確保 ・子育て世帯が集まれる様な公園の整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・那賀川町商工会が新施設に関与する見込みはあるか ・夜間でも施設を利用できるか

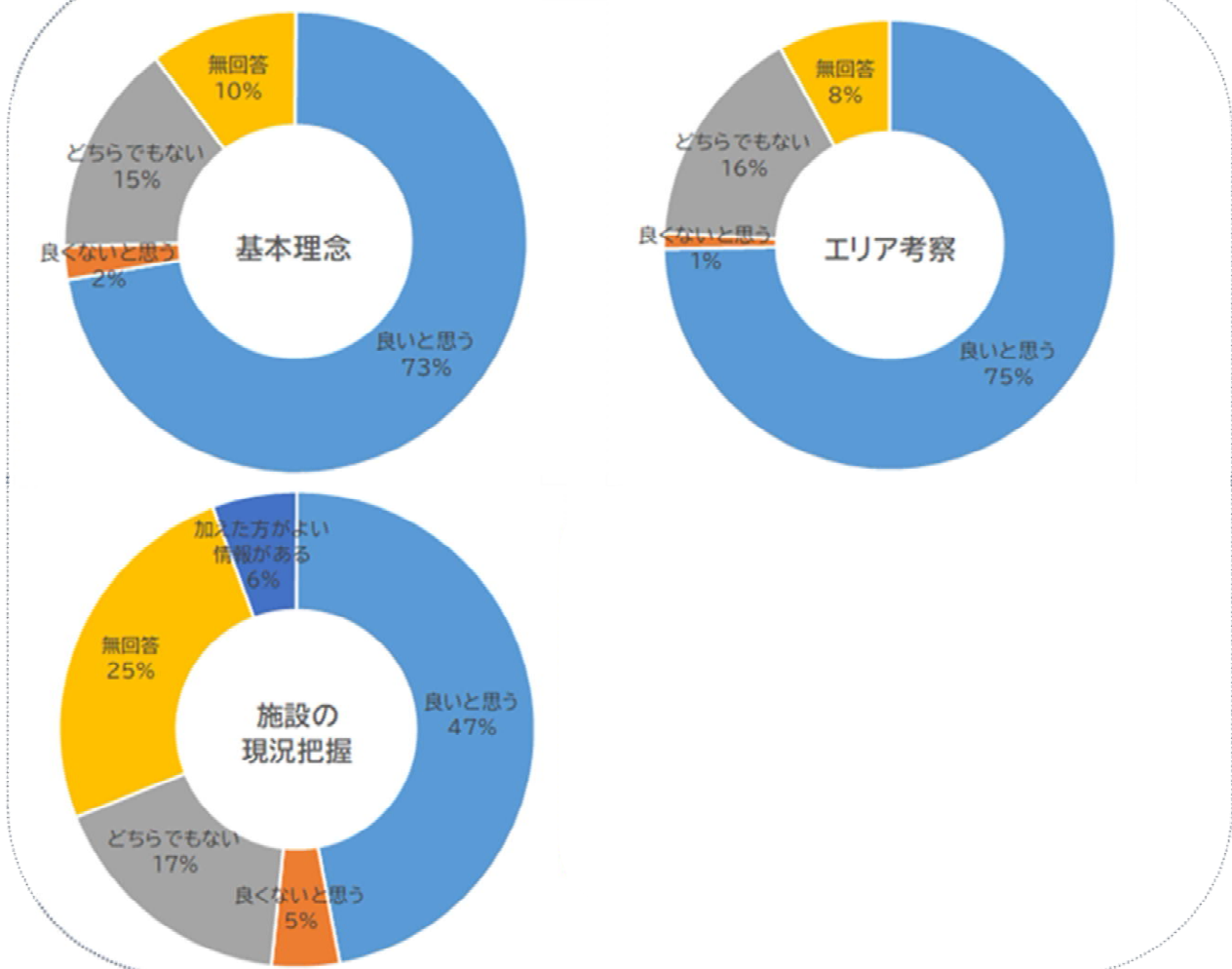
3. アンケート調査

那賀川社会福祉会館の建替に向けて、令和5年9月27日に住民説明会、令和5年9月29日からオンラインアンケートを実施し、計87名(来場者49名、オンライン等38名)の貴重なご意見をいただきました。

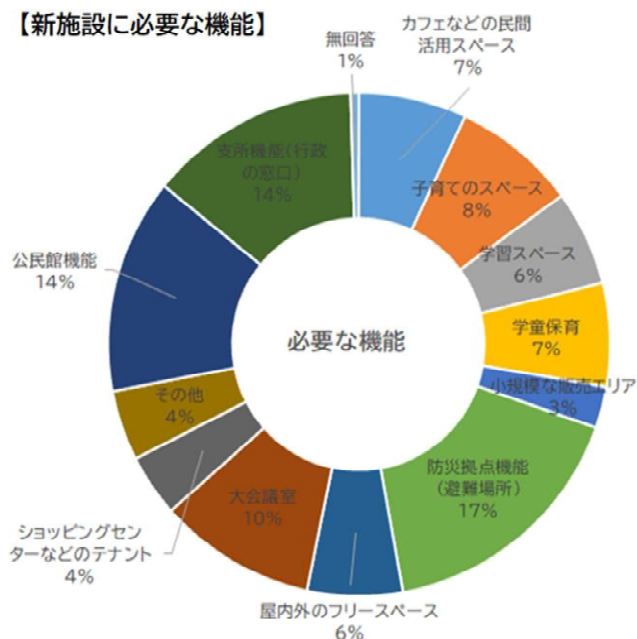
(1) アンケート結果のとりまとめ



【新施設についての各種検討事項に対して】



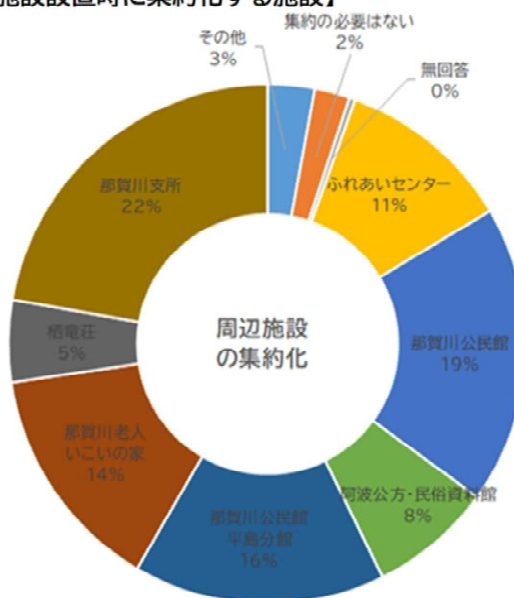
【新施設に必要な機能】



【その他、いただいた提案】

- ・音楽の発表が出来るホールのなスペース
- ・音響のあるホール
- ・ビジネスインキュベーション施設
- ・交通の結節点、広場
- ・茶道室、大きい鏡のあるダンスの練習ができるような部屋、小体育館
- ・お茶室
- ・展望スペース
- ・診療所、OMラインアクセスコワーキング(チャレンジ)
- ・アートや演劇など文化に焦点をあててみてはどうでしょうか。
- ・タクシー停車場
- ・小会議室
- ・イベントホール
- ・敬老会や文化祭ができるホール
- ・商工会など近辺にある施設等が入るスペース
- ・炉と水屋がある茶室として利用できる和室
- ・個人で時間単位でレンタルできる部屋(トモニプラザみたいな)
- ・こども食堂、学習スペースなど
- ・和室
- ・防災備蓄基地

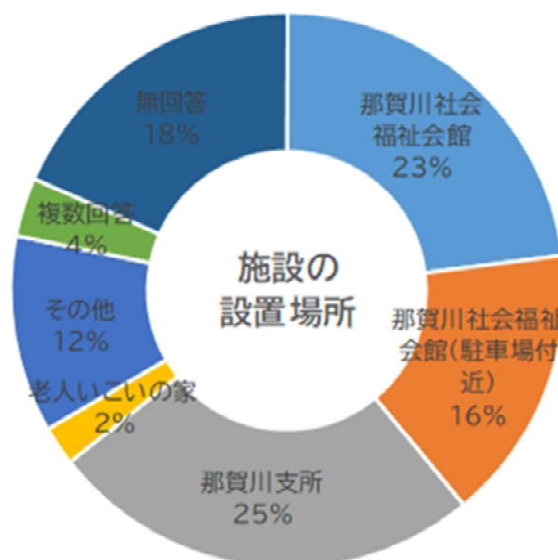
【新施設設置時に集約化する施設】



【その他、いただいた提案】

- ・耐震設備がある支所が良いと思う
- ・将来的に郵便局が必要(行政の委託をさせる)
- ・那賀川公民館をここに移し、現那賀川公民館は分館に。平島分館は学童専用施設にする。
- ・人口が減る中、経費のかかる施設は廃止していくべきではないか。
- ・全てを集約せず2つに分けても良いのでは。

【新施設の設置場所】



【その他、いただいた提案】

- ・施設は必要ない。避難タワーだけでよい。
- ・既存の3か所付近で構わないと考えますが、拡充が必須。
- ・JA東とくしま平島支所
- ・場所は現在の場所から余程離れなければ特にこだわらない
- ・西原駅周辺
- ・道路に近い支所の駐車場
- ・平島小付近
- ・車が十分置くことができるようになる場所

(2) アンケート結果の分析

【アンケート参加者について】

那賀川町内の方を中心に、アンケートに御参加いただくことができました。また、町外の方が約3割いたことから、市の重要な施策としてご関心いただいているものと思われます。住民説明会の来場者だけでなくオンラインでの募集も実施し、幅広い年齢層の方から、多種多様なご意見をお伺いすることができました。

【基本的な考え方について】

プロジェクトチームで検討した、基本理念やエリア考察については、70%以上の割合で良いと思うとされていることから、方向性については概ね了承をいただいていると思われます。一方、施設の現況把握では、良いと思うと答えた方が50%未満であることから、再度、公共施設の利用状況調査や詳細なデータ収集等を実施する必要があります。

【新施設に必要な機能について】

求められている機能として最も大きい割合を占めているのが防災拠点機能(アンケート回答者の17%が選択)であり、地域の防災意識の高さがうかがえます。これは、那賀川町エリア全体が津波浸水想定区域に該当することからも、有事の際、安全安心に避難できる拠点が必要であると思われます。次に、同率14%で公民館機能と支所機能となっています。同施設に公民館機能や支所機能が加われば、各種申請、証明書発行等行政手続きの利便性だけでなく、生涯活動等を通じた地域住民のコミュニティ形成にも寄与することが期待されます。また、子育て機能や学童機能、学習スペースなどの機能も一定の需要があることがわかりました。将来を担う子どもたちが安心して利用でき、その子の親らが安心して就労に集中できる環境作りが求められているように思われます。フリースペースや大会議室の需要もあったことから、日常から、多様でフレキシブルに活用できる公共空間が求められているように思います。さらに、カフェなどのスペースや小規模テナントスペースなどの公民連携機能を用いるものについても需要を確認することができ、これからの公共施設には事業者が活躍するようなモデルも望まれていることもわかりました。

【集約対象施設について】

那賀川支所(22%)那賀川公民館(19%)那賀川公民館平島分館(16%)那賀川老人いこいの家(14%)となっており、プロジェクトチームの想定している集約化対象施設と概ね一致していることがわかりました。

【新施設の設置場所について】

立地的にわかりやすい那賀川支所(25%)が最も大きい割合を占めていますが、那賀川社会福祉会館(23%)、那賀川社会福祉会館駐車場付近(16%)となっており、あわせると39%であることから、現在的那賀川社会福祉会館付近での建設を要望するものが結果として最も多いことがわかりました。これまでの町民センターへの思いから、同立地を希望されているように思います。

第4 基本構想の策定

1. 基本的な施設整備についての考え方

本市における公共施設の整備状況は、現況において必ずしも市民の需要に合致するものではなく、少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化にも適応しながらも、最新の市民のニーズを繰り返し確認しつつ、これに応える必要があります。また、持続可能なまちづくりを行っていくにあたっては、地域の核となる公共施設の整備を行い、地域コミュニティの形成をはかりつつ、整備の結果、不要となった資産等については適宜、適正な処分を行っていく必要があります。そして、これから整備される当該公共施設が、エリアの価値を高めるものとなり、地域住民の暮らしに欠かせない貴重な資産としてご活用いただくためには、施設の構想段階から、建設後の具体的運営内容まであらかじめ予測して検討を実施しておく必要があります。例えば、誰が、どのように使うことができるのか、地元の各種団体や事業者らがどのようにその施設運営に関わることができるのか、施設にかかる維持管理や運営コストをどのように工夫して削減等を行うことができるかといった点などです。これらを具現化しながら施設整備の際に活用するため、構想段階から地域住民らとの具体的な意見交換を継続してまいります。

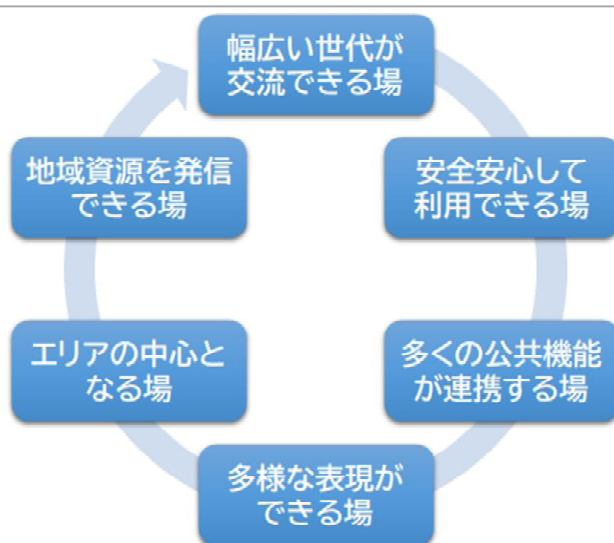
2. 基本理念・基本方針

那賀川町複合施設は、これからの那賀川町エリアにおいて、幅広い世代のニーズに可能な限り応え、住民が活動し交流するための拠点として整備し、これにより、住民一人ひとりの日常生活が豊かになることに繋がります。そして、かつての「町民センター」のように、地域住民の皆様に長年愛用され、普段から使い尽くしていただくことで、那賀川町エリアの中心となる理想的な施設になり、そのエリア価値を高める契機とします。

基本理念

那賀川町エリアの中心となる複合型交流拠点

基本方針



3. 具体化するためのアプローチ

基本理念やその骨格となる基本方針を具体化するにあたっては、次の観点からのアプローチが必要であると考えています。

既存の施設機能にこだわらない

- ・単なる公共施設の更新・集約事業としない。真に望まれる施設を目指す。
- ・時代の変化、需要の変化に対応できるよう再投資できる空白部分もつくる。

住民が集まりやすい居場所づくり

- ・多くの人が集うことを想定し、十分な駐車スペースを確保すること。
- ・平時から集いやすいフリースペースや屋外の遊び場などを有すること。
- ・民間事業者による事業展開も可能にすること。
- ・周辺施設(図書館や体育館など)と一体利用できるようつなげること。

防災機能・拠点

- ・必要十分な防災拠点機能、避難所機能を確保する。

4. 地域の皆様とともに考える

これから、那賀川町複合施設の具体的施設整備や整備後の運営方法等を検討するにあたっては、次の観点到に注力して取り組んでいきます。

ともに考える

- ・重要な問題や課題点について住民の皆様と情報を共有する。
- ・検討項目につき、ご意見をお伺いする。

活動・活力

- ・皆様の活動を主とする施設。
- ・地域での新しいチャレンジや、次世代を担うこどもたちの活動を支援する。
- ・建設後の具体的活用イメージを想定し、必要な機能を考える。

新しい手法も学ぶ

- ・他市の具体的事例などを積極的に学び、情報を共有する。
- ・再編手法なども前例にとらわれず、多様な手法を検討し、最適なものを目指す。

5. エリアの考察

那賀川町の中心となる複合型交流拠点を整備するにあたり、施設整備がエリアに与える影響をあらかじめ検討し、より良い効果を誘発できるよう努める必要があります。当該エリアは、那賀川町の主要な公共施設(中学校やこどもセンター、スポーツセンター、図書館など)が集まっているエリアであり、これらと連携することや、繋ぐ役割を果たすことが可能です。また、当該エリアは、付近に「道の駅公方の郷なかかわ」があり、国道55号線からのアクセスも容易でわかりやすい立地であるといえます。また、那賀川支所前に徳島バスの停留所があり、那賀川社会福祉会館から1km程度の距離に JR 中島駅があることから、自家用車を利用しなくても、公共交通機関を用いて訪問することができます。

以上のことから、那賀川町の中心となる複合型交流拠点の整備においては、既存の公共施設と連携することにより、エリア全体の利便性を向上させ、施設相互間の利用促進に寄与し、結果、多様な機能をこのエリアに誘導することを目指します。また、災害時などに備え、事前防災活動を地域と連携して実施し、安心して暮らしやすいエリアづくりに努めます。



第5 基本構想の実現に向けて

1. 今後の取り組み検討事項

(1) 適切な施設規模、配置等の検討

施設の規模については、それぞれの利用者のニーズや維持管理のニーズを踏まえるとともに、阿南市の財政状況等適したものを検討する必要があります。また、各機能を十分発揮できるように、配置における動線を検討するとともに、施設整備以前から、具体的な機能の担い手、利用方法等について協議を進める必要があります。

(2) 施設管理・運営の検討

多くの行政機能を含む施設であることから、施設の維持管理・運営については直営によることが基本的に想定されますが、民間事業者のノウハウを活用した施設運営等も可能な限り検討し、公民連携による施設の維持管理により、市民サービスの質を向上させることを目指します。

(3) 庁内整備体制の構築

施設の整備計画を検討していくうえでは、管理側のニーズ等も十分に考慮する必要があることから、全庁的に検討する体制を整え、庁内で共通認識を持って進めてまいります。

2. 構想の具現化

那賀川町複合施設の整備を具現化するためには、建替候補地の選定や具体的施設機能・施設規模の検討などを行う必要があります。また、具体的に活用可能な財源などについても検討し、本市にとって最適な選択となることを目指し、推進する必要があります。

これらの点については、別紙の『施設整備計画』において検討を行います。



別冊 施設整備計画

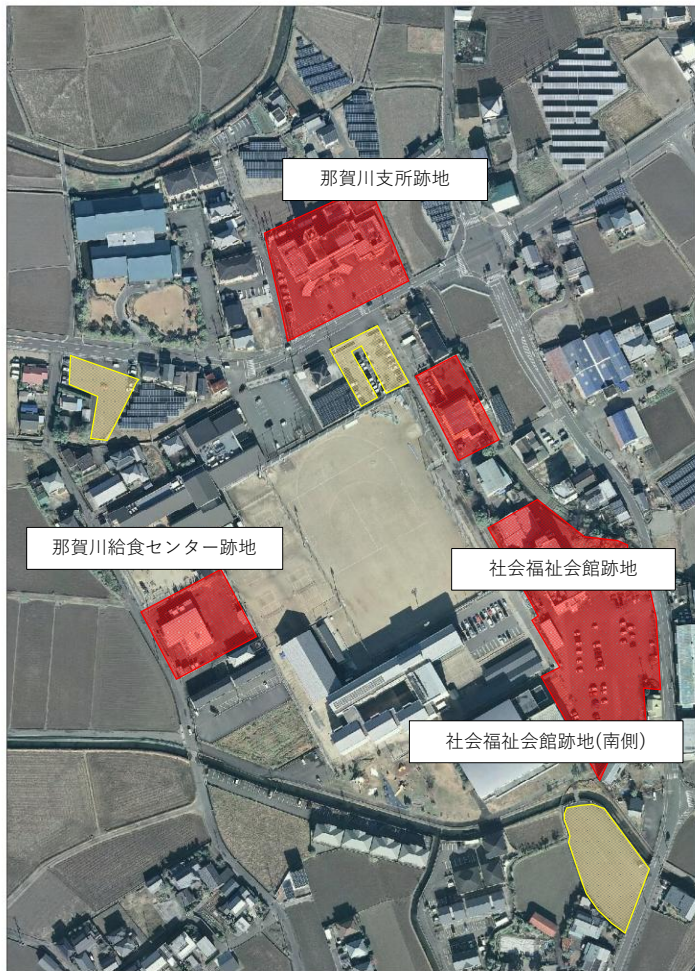
敷地計画



1. この図面は、権利関係には使用できません。図面下の内容を必ずご確認ください。
 2. この図面は、本市の申請資料に基づき、図面内の施設位置、敷地、形状等は写真による場合があります。

(1)候補地の概要 候補地③

候補地③	社会福社会館跡地(那賀川スポーツセンター駐車場)
敷地面積	5, 100㎡
用途地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率/容積率	60%/200%
接道状況	東面1面 (県道)大林那賀川阿南線
排水状況	北側水路もしくは中学校、体育館と共有升となる可能性
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館、中学校が並ぶ視認性に優れた敷地。 ・ 敷地南側を活用することで、既存施設の除却に先行し建設が可能となる。 ・ 用途地域の制限は北側斜線だけであり、南側への配置とすることで、制限は無くなる。 ・ 体育館との連携が期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那賀川支所の敷地に比べ視認性にかける。 ・ 新築工事開始時から既存施設除却完了時までの施設利用者の駐車場に配慮が必要。 ・ 体育館敷地南側の借地についても暫くは借り続ける可能性がある。 ・ 立地条件から図書館との一体利用には距離がある。 ・ 津波浸水高さ2m~3m。 ・ 既存施設(敷地北側)に慰霊碑があり、将来の土地利用に通行権等の一定の制限が残る可能性がある。



1. この図面は、権利関係には使用できません。正確なものでなければなりません。
 2. この図面は、東部の内部道路を含む。道路幅員の記載は省略。形状等は必ずしも正確ではありません。

(1)候補地の概要 総括

項目	那賀川支所跡地	給食センター跡地	社会福祉会館跡地	社会福祉会館跡地(南側)スポーツセンター駐車場
接道状況	◎ (県・市道)	○ (市道)	○ (県道)	○ (県道)
排水状況	○ (既設東側側溝)	△ (前面排水は要協議)	○ (既設側溝)	○ (既設側溝)
権利関係	◎	◎	△ (通行権)	◎
その他	視認性や利便性、接道状況などから民間参入も期待できる。既存施設除却が必要となり、機能の移転が2回必要となる。	視認性や利便性は他の土地に比べ劣る。 中学校、こどもセンター隣接という敷地条件から公共利用の可能性も視野に。 既存施設無し。	既存施設除却が必要となり、機能の移転が2回必要となる。隣接する栖霞荘付属棟の一部が社会福祉会館の基礎に乗っている状態にあり、除却が難航する。	那賀川スポーツセンターとの機能連携に期待ができる。 既存施設無し。 新設される規模によっては、既存駐車場を圧迫する。

(2)求められる機能面からのアプローチ 各種機能(その1)

機能	諸室	考え方
①生涯学習機能 (公民館機能移転)	①-1多目的スペース	地域の活動拠点となるスペース、従来から親しまれてきた文化・芸能活動、新しいイベントの開催など
	①-2図書スペース	図書閲覧スペース、那賀川図書館等蔵書の検索
	①-3調理スペース	利用理教室等各種利用
②支所機能 (支所機能移転)	②-1行政窓口スペース	各種行政手続きや相談等が可能な窓口
	②-2行政情報閲覧	最新の行政情報を発信
	②-3行政スペース	必要に応じて行政機能を追加
③子育て機能	③-1学童保育スペース	学童保育の拠点を整備
	③-2子育て支援スペース	子育て相談や親子イベントなど、子育て世代が利用出来る場を整備
	③-3プレイルーム	児童や未就学児が気軽に屋内で遊べるスペースを確保
④防災機能	④-1防災拠点	事前防災の取り組みや、有事における対応や復興時の拠点
	④-2避難所	有事の際に住民らが安心して避難する場
	④-3防災備蓄スペース	避難時に活用できる備え

(2)求められる機能面からのアプローチ 各種機能(その2)

機能	諸室	考え方
⑤共有スペース機能	⑤-1フリースペース	各種団体らの打ち合わせ、イベントの開催、将来のニーズもふまえた活用しやすくフレキシブルなフリー空間
	⑤-2地域情報発信	地域の特徴や取組内容を発信
	⑤-3自習スペース	子供から大人まで、いつでも自由に利用可能なスペース
⑥公民連携機能	⑥-1カフェ等活用スペース	住民らの憩いの場、事業者らによるチャレンジの場
	⑥-2貸事務所スペース	コワーキングスペースや作業スペースを整備し、住民が気軽に働ける場
	⑥-3小規模販売スペース	農産物や加工品、工芸品など、地域の特産品の販売
⑦高齢者福祉機能 (老人いこいの家 機能移転)	⑦-1老人いこいの家(スペース)	既存施設の機能移転(専用スペースではない)
⑧屋外施設機能	⑧-1駐車場	多くの人が利用できる十分な規模を確保

(2)求められる機能面からのアプローチ 機能相関図案(その1)

機能

①生涯学習機能
(公民館機能移転)

②支所機能
(支所機能店)

③子育て機能

④防災機能

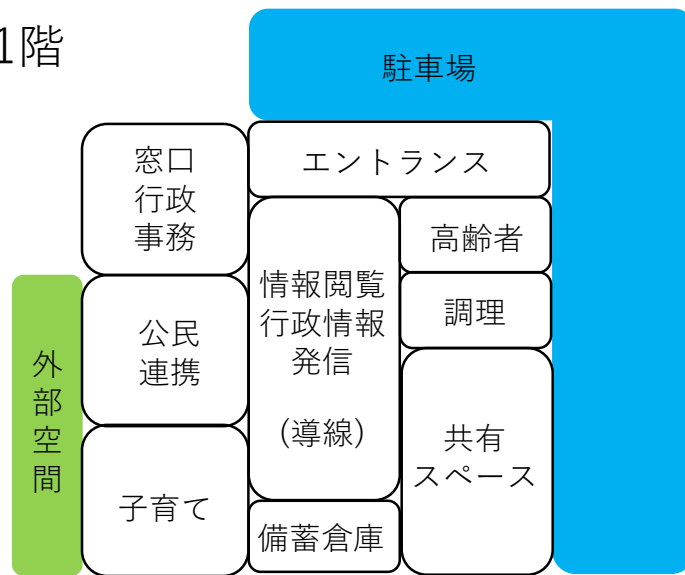
⑤共有スペース機能

⑥公民連携機能

⑦高齢者福祉機能
(老人いこいの家機能移転)

⑧屋外施設機能

1階



1階での必要機能

- ・支所機能(受付・行政窓口)
- ・生涯学習機能(調理・外部連携)
- ・高齢者福祉機能
- ・公民連携機能・共有スペース(外部連携)
- ・子育て機能(外部連携)(用途区画)
- ・防災機能(備蓄倉庫)※津波対策は2階以上

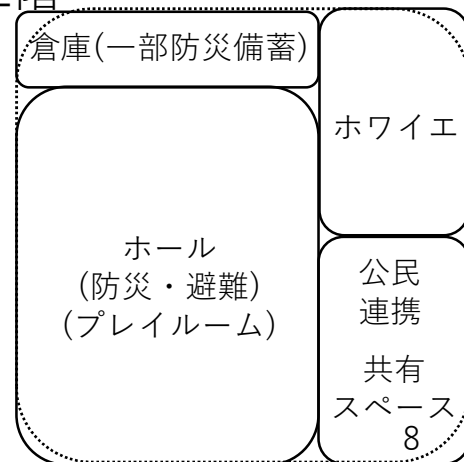
2階以上での必要機能

- ・防災機能(ホール・避難等)
- ・防災倉庫

1階以外で設置可能な機能

- ・共有スペース機能(貸事務所)
- ・子育て機能(プレイルーム)
- ・公民連携機能

2階



(2) 求められる機能面からのアプローチ

都市計画法による用途の制限

第二種中高層住居専用地域で建てられる建物

建物の区分け	建物の種類
住居	戸建て、マンション
	店舗兼住宅、事務所兼住宅、下宿所
	老人福祉センター、児童厚生施設
教育施設	保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校
公共施設	図書館、病院、交番 ※公民館・コミュニティセンター等は『図書館』の分類
	神社仏閣、教会
店舗	店舗や飲食店の部分が2階以下で床面積の合計が500㎡以内
倉庫	自動車倉庫（2階以下で床面積の合計が300㎡以下）
工場	工場（50㎡以下）
その他	事務所（2階以下で1,500㎡以下）、ガソリンスタンド等（床面積の合計が3,000㎡以内）

用途別面積・設置階制限イメージ

※面積・階数制限無しの場合

※面積・階数制限有りの場合

3F

公民館機能

500㎡以下

1500㎡以下

2F

公民館機能

店舗

事務所

1F

子育て機能ほか

店舗

事務所

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まります。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

第一種低層住居専用地域



住居住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に住居住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を確保するための地域です。

田園住居地域



農業と調和した住居住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の販売などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住家が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のはほか、ほとんど建てられません。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



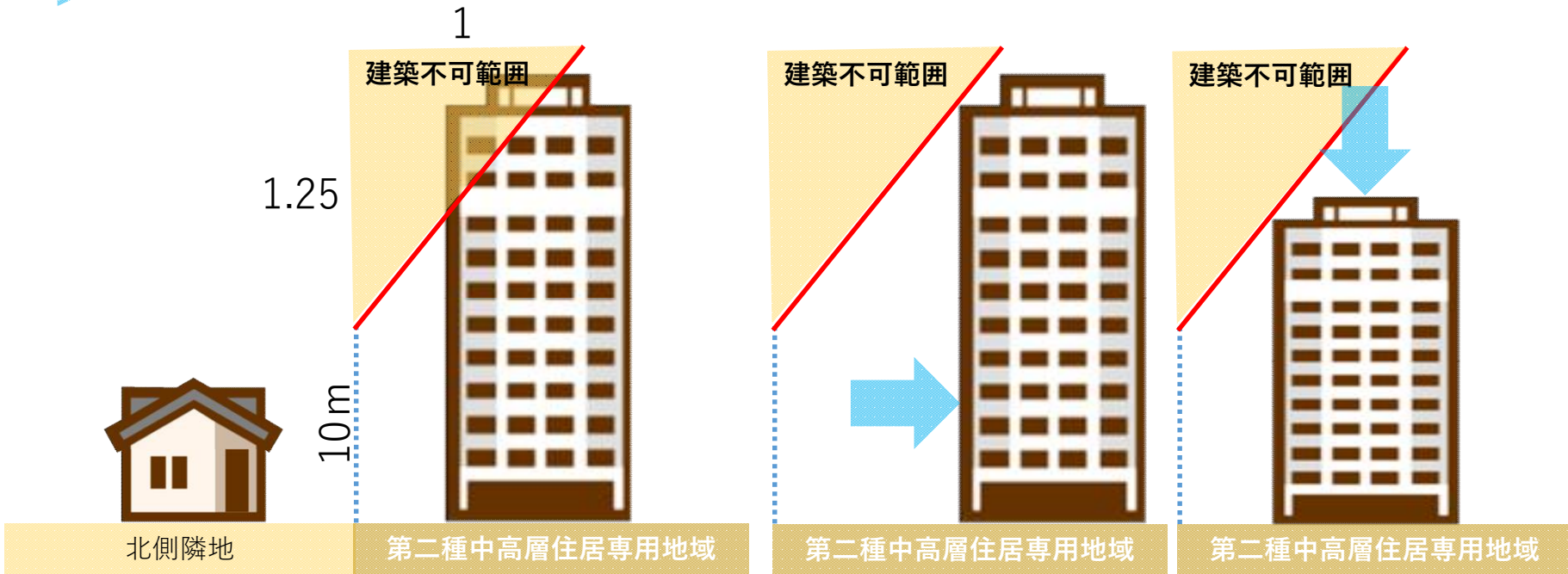
工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

(2)求められる機能面からのアプローチ 高さ方向の検討(その1)北側斜線制限

第二種中高層住居専用地域の北側斜線制限

北側斜線規制が適用されると、真北方向にある敷地の境界線から垂直に5mまたは10m（※）上がったところから、一定の傾斜（縦：横＝1.25：1）をつけて線（北側斜線）を引き、この斜線の内側で建物を建てることとなります。 ※低層住居専用地域で5m、中高層住居専用地域で10m

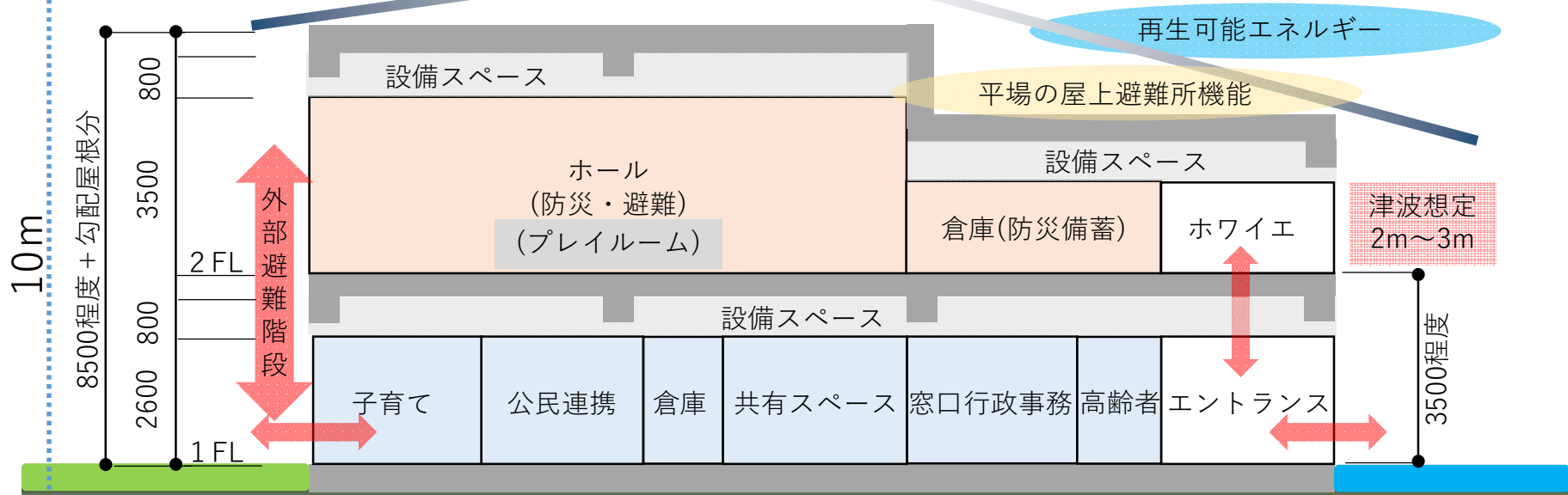
➡ 例えば既存の社会福祉会館の高さは約19m 同規模の場合は敷地境界線から約8mの距離が必要



(2) 求められる機能面からのアプローチ 高さ方向の検討(その2)津波想定

建築不可範囲

津波想定高さが2m~3mであることを踏まえ、2FLを3.5m程度に設定し、設置機能による最高高さの検討の結果、避難機能を備えるホールを2階に設置するのは必至であるが、2層程度であれば、8.5m+屋根高さで建設可能であり、3層以上の敷地境界際の計画を避ければ斜線制限は無い。





(4)敷地計画総括

建設予定地について必要な機能面や敷地条件、配置計画、将来的な施設管理面からの検討に際し、基本理念である「**那賀川町エリアの中心となる複合型交流拠点**」として整備を進める上で、新設される社会福社会館単独のあり方ではなく、今後の施設跡地の在り方や、**既存施設との一体利用**による相乗効果への期待も、建設地決定の大きな要因となると考える。

その視点から検討した結果、**社会福社会館南側の敷地を第一候補**として検討を進める。

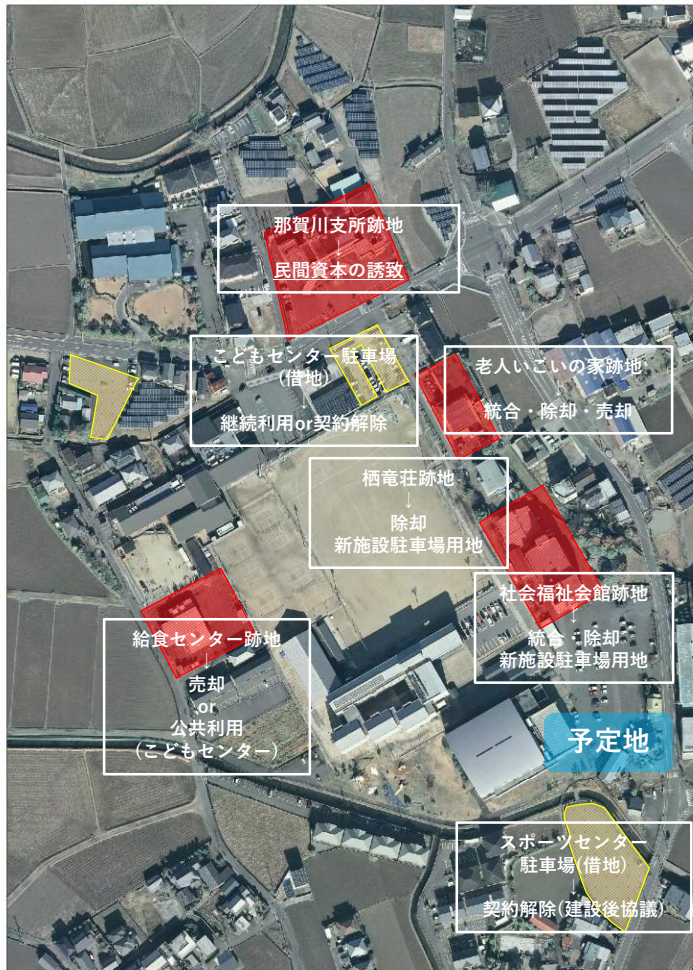
主な理由として、社会福社会館南側の敷地は、那賀川スポーツセンターに隣接し、体育館機能だけでなく、十分な駐車場用地を備えており、イベント時の利用にも新たに設置することなく対応できる。そして、**西側には公園を備えており、大空間を利用した子育て支援や、民間活用にも十分な可能性を秘め、連携のメリットは大きいと考える**。また、**那賀川支所は災害時に阿南市北部の救援物資の拠点**としての機能を備えており、機能統合に際して、搬出入が容易となる屋内での物資の保管が必要なスペースが必要であったが、**スポーツセンターのアブリーナが活用することで、新たな施設に組み込むことなく対応が可能となる**。

現社会福社会館の撤去後の跡地は、**新施設建設に伴う駐車場台数の減少分を除却後の敷地でまかなうことで、新施設の利便性の低下を避けられる**。

そして、那賀川支所跡地については、その場所**単体でもポテンシャルの高い場所**であり、今まで以上に地域の発展の為に、**阿南市立地的適正化計画に基づいた、民間資本の誘致を進める**。以上の理由により、社会福社会館南側の敷地を第一候補とする。

(4)敷地計画総括

那賀川エリア公共施設再編計画(案)

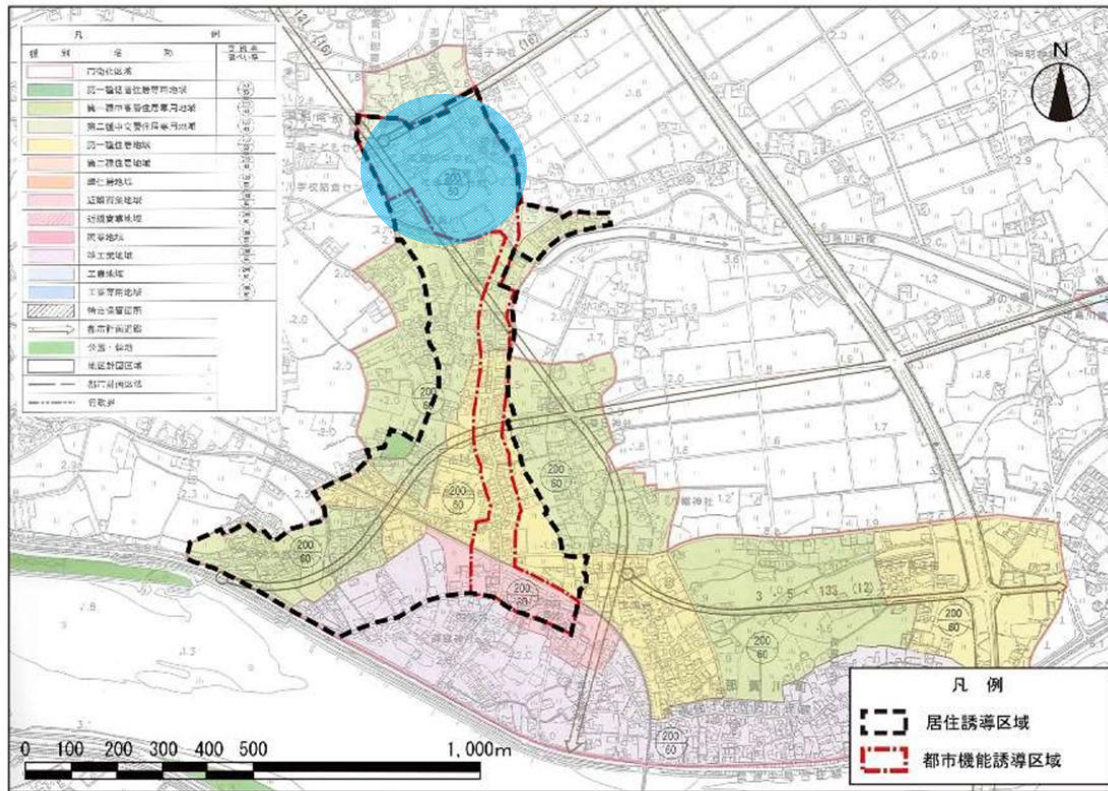


場所	除却	売却	機能統合	その他
那賀川支所(2,135㎡)	○	○	○	民間資本の誘致活動 ※一部国交省へ賃借中
老人いこいの家(797㎡)	○	○	○	一部借地は 契約解除の検討
栖竜荘+付属棟(537㎡)	○			新施設駐車場用地
社会福祉会館(2,196㎡)	○			新施設駐車場用地
社会福祉会館駐車場南側				新施設建設予定地
給食センター跡地	—	○		公共利用の可能性 (こどもセンター駐車場)
那賀川公民館			○	民間利用促進
那賀川公民館平島分館			○	学童特化施設(集約)
図書館駐車場(借地)	—			継続利用
スポーツセンター 駐車場(借地)	—			継続利用 (事業完了後協議)
こどもセンター駐車場 (借地)	—			契約解除の検討

1. この図面は、権利関係には使用できません。正確な内容の図面を受けて下さい。
2. この図面は、東部の内部資料につき、正確な位置、距離、形状等については責任を負いません。

(4) 敷地計画総括

阿南市立地適正化計画(平成31年3月策定)



【 図 JR阿波中島駅周辺・居住誘導区域及び都市機能誘導区域図 】

【 表 都市機能誘導区域別生活サービス施設の立地状況及び誘導施設対象の考え方 】

機能	施設	都市拠点		地域拠点			
		JR阿波駅周辺	JR羽ノ浦駅周辺	JR阿波中島駅周辺	JR鹿島林駅周辺	JR阿波橋駅周辺	誘導区域外
1. 医療機能	1-1 地域包括支援センター	●【誘導】	—	—	—	—	—
	1-2 (その他の) 病院	○	○	○	○	○	—
	1-3 診療所(内科)	●	○▲	○	○	○	★
	1-3 診療所(小児科)	●	○▲	○	○	○	★
2. 高齢者福祉機能	2-1 地域包括支援センター	○	JR羽ノ浦駅周辺	○	JR鹿島林駅周辺	JR阿波橋駅周辺	—
	2-2 訪問系介護施設	○	○	○	○	○	—
	2-3 通所系介護施設	○	○	○	○	○	—
	2-4 小規模多機能施設	—	—	—	—	—	—
	2-5 短期入所施設	○	○	—	—	—	—
3. 子育て支援機能	3-1 地域子育て支援センター	●	JR阿波中島駅周辺	○	★	★	○
	3-2 幼稚園	○	—	○	○	—	—
	3-3 認定こども園	—	JR羽ノ浦駅周辺	○	○	—	○
	3-4 保育園	○	○▲	○	○	—	—
4. 教育機能	4-1 小学校	○	○	○	○	○	市街化区域外の誘導地
	4-2 高等専門学校・高等学校(要配慮を要するもの)	—	○	—	○	—	—
5. 文化・学芸機能	5-1 市民会館	●【誘導】	—	—	—	—	—
	5-2 図書館	●【誘導】	○	—	—	—	—
	6-1 議会スーパ〖【うち、2千㎡超】	●▲	—	—	—	—	—
6. 商業機能	6-1 道の駅スーパーマーケット【うち、5千㎡超】	●▲	—	★	★	★	—
	6-2 コンビニエンスストア	○	○	誘導区域外(歩道幅50m未満に3箇所)	○	○	—
7. 金融機能	7-1 銀行	○	○	○	○	○	—
	7-2 郵便局	○	○	○	○	○	—

【都市機能誘導の方針に基づく誘導施設の区分】
 方針①: JR阿波駅周辺において「高次都市機能の保全・充実」を支援するための誘導施設
 方針②: JR羽ノ浦駅周辺において「子育て世代やファミリー層を中心とした居住(住み替え)」を支援するための誘導施設
 方針③: その他の地域拠点周辺において「地域コミュニティを守り育てる」ことを支援するための誘導施設
 【誘導施設の立地等に関する区分】
 ● 【【誘導・拡充型】当該都市機能誘導区域内に立地し、その機能(施設)を今後とも維持又は再整備等により拡充する誘導施設
 ▲ 【【拡充型】都市機能誘導区域に立地しているが、さらに機能(施設)を誘致(充実)する誘導施設
 ○ 【【補完型】都市機能誘導区域外であるが駅等の徒歩圏(概ね300m圏)内に立地している誘導施設
 ★ 【【誘導型】都市機能誘導区域及び徒歩圏に近く、都市機能誘導区域に誘致(誘導)する誘導施設
 【参考: 生活サービス施設の立地区分】
 ● 都市機能誘導区域内に立地している施設
 ○ 都市機能誘導区域外であるが、駅等の徒歩圏(概ね300m圏)に立地している施設
 — 都市機能誘導区域及び徒歩圏に立地していない施設

地域のスーパーマーケットがなく、「都市機能誘導区域及び徒歩圏になく、都市機能誘導区域に誘致(誘導)する誘導施設」とされている。那賀川支所は居住誘導地域との境界で地域外となるが、施設再編のタイミングで1, 500㎡以下のマーケット、小売店等の誘致検討が可能となる。

施設計画

地区名	世帯数	人口		合計
		男	女	
富岡地区	4,845	4,905	4,078	9,883
宝田地区	1,351	1,418	1,530	2,948
中野島地区	2,134	2,192	2,345	4,537
長生地区	1,270	1,337	1,335	2,672
大野地区	967	1,079	1,145	2,224
加茂谷地区	756	811	887	1,698
桑野地区	1,492	1,663	1,777	3,440
見能林地区	4,492	4,718	4,093	9,711
新野地区	1,354	1,375	1,572	2,947
福井地区	858	847	941	1,788
樺地区	523	509	559	1,068
伊島地区	58	57	52	109
橋地区	1,104	1,006	1,043	2,049
那賀川地区	4,704	5,060	5,069	10,129
羽ノ浦地区	5,637	6,341	6,875	13,216
合計	31,553	33,318	35,101	68,419

※阿南市HPより

上記の3地区は現在の人口規模、過去から将来への推移もよく似た傾向となっている。

那賀川地区の「中心となる公民館機能の有する施設」の検討となるため、同規模の地区の中心の既設公民館から検討する。

1. 市の将来人口

(1) 人口の将来動向

市全体の人口は、今後の減少傾向での推移が想定され、2015年の73,019人から2030年に61,124人に、2060年には37,856人にまで減少する見通しです。また、地区別人口では、すべての地区で減少の一途をたどることが想定されます。

2015年の人口指数をそれぞれ100とした場合、人口変動を変化指数で見ると、2060年における数値が最も小さい(変動が最も大きい)のは樺(伊島)地区で17.2、最も大きい(変動が最も小さい)のは羽ノ浦地区で82.4となっており、地区によって人口減少のスピードが異なることがわかります。また、中心市街地の富岡地区は2030年に31.0、2060年に44.9の水準まで減少する見通しです。

	国勢人口			推計人口								
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
阿南市	78,002	76,063	73,019	69,157	65,166	61,124	57,015	52,841	48,798	44,993	41,375	37,856
富岡	11,252	10,716	10,353	9,712	9,044	8,387	7,744	7,098	6,458	5,838	5,237	4,651
宝田	2,996	3,015	2,979	2,912	2,848	2,782	2,701	2,602	2,502	2,413	2,329	2,231
中野島	5,096	4,828	4,716	4,431	4,134	3,824	3,488	3,145	2,820	2,517	2,247	2,003
長生	3,254	3,209	2,930	2,722	2,499	2,280	2,056	1,831	1,626	1,434	1,263	1,110
大野	2,565	2,446	2,313	2,150	1,977	1,814	1,638	1,469	1,303	1,158	1,021	893
加茂谷	2,445	2,167	1,945	1,688	1,464	1,259	1,069	892	736	598	483	377
桑野	4,103	3,933	3,780	3,551	3,313	3,077	2,823	2,566	2,314	2,089	1,884	1,708
見能林	11,399	11,355	10,805	10,210	9,577	8,916	8,260	7,606	6,978	6,377	5,766	5,167
新野	4,128	3,892	3,418	3,070	2,727	2,395	2,075	1,767	1,475	1,227	1,021	841
福井	2,595	2,354	2,113	1,865	1,634	1,424	1,224	1,041	876	732	605	493
樺(伊島)	1,893	1,661	1,468	1,273	1,082	917	751	609	494	398	317	253
橋	3,199	2,844	2,512	2,191	1,897	1,605	1,353	1,141	964	810	666	541
那賀川	10,914	10,962	10,868	10,597	10,299	9,972	9,585	9,117	8,611	8,102	7,570	7,025
羽ノ浦	12,163	12,681	12,819	12,785	12,671	12,472	12,248	11,957	11,641	11,300	10,966	10,563

※令和2年3月 阿南市人口・世帯数推計報告書より

(1)面積算定について(地区別人口・既存施設規模からのアプローチ) 同規模人口の既存公民館の概要

対象物件	搭載機能	対象面積	対象	合計面積
見能林公民館	公民館機能	920.9	○	920.9
	(大ホール)	(なし)		
	屋内運動場	434.4		

対象物件	搭載機能	対象面積	対象	合計面積
富岡公民館	公民館機能	982.49	○	982.49
	(大ホール)	(253.44)		
	※阿南市文化会館と接続している			

人口規模が同等の地区の公民館機能は**920㎡～980㎡程度**

(1)面積算定について(地区別人口・既存施設規模からのアプローチ)

各地区の公民館の規模等

各地域の公民館機能を有する施設に、人口割合程の面積の差はなく、公民館機能や住民センター機能を設置するにあたっては、ある程度面積は必要であることが読み取れる。

旧阿南市管内で長生、桑野、福井を除いては、人口規模に拘わらず、全体で1,000㎡前後となっている施設が多いが、対象人口10,000人程度の2地区では公民館機能だけで、950㎡前後を確保している。(前頁)

社会教育法で定められた**基本的な機能に、複合化する施設の必要面積を追加し、面積を構成**しているように見られ、近年建設された、津乃峰、大野では共に850㎡程度の公民館機能部分に、複合機能を追加している。

以上の考察から、今回の新設する複合施設は、公民館や支所機能、民間提案スペースや、流動的に要望により変化するスペース等も含む複合化を検討しているため、**公民館機能部分850㎡～950㎡前後に複合機能の面積を追加し検討を進める。**

施設名	面積	対象人口	複合機能など	
宝田公民館	815.97	2,948	なし	
中野島総合センター	1130.29	4,537	教育集会所	隣保館
長生公民館	790.17	2,672	住民センター	老人いこいの家
大野公民館	866.04	2,224	学童保育	
加茂谷総合センター	965.79	1,698	住民センター	老人いこいの家
桑野公民館	791.0	3,440	住民センター	老人いこいの家
津乃峰総合センター	1094.51	(3,304)	学童保育	消防詰所
新野公民館	1985.92	2,947	農業振興センター	一部JA所有
福井町総合センター	791.07	1,788	住民センター	老人いこいの家
つばき会館	940.60	1,068	住民センター	老人いこいの家
橘町総合センター	1110.51	2,049	住民センター	老人いこいの家
那賀川公民館	525.0	10,129	なし	
羽ノ浦公民館	888.48	13,216	羽ノ浦支所	

(1)面積算定について

集約対象施設と各種機能の関連性

集約・除却対象施設	集約対象	除却対象	面積 (㎡)	複合化する機能
那賀川社会福社会館 <small>担当課 商工戦略課</small>	○	○	2195.97	①生涯学習機能 (公民館機能移転) (基本機能部分) 850㎡~950㎡
那賀川公民館 <small>担当課 生涯学習課</small>	○	※1	525.0	②支所機能 (支所機能移転) 現況の事務機能からの検討
那賀川公民館 平島分館 <small>担当課 生涯学習課</small>	○	※2	544.2	③子育て機能 将来的な用途変更を考慮した計画
那賀川支所 <small>担当課 市民生活課</small>	○	○	2135.5	④防災機能 既存ホールからの面積追加 備蓄倉庫の必要面積の検討
老人いこいの家 <small>担当課 地域共生推進課</small>	○	○	797.0	⑤共有スペース機能 可変性や多様性に配慮した計画
栖霞荘+付属棟 <small>担当課 地域共生推進課</small>	○	○	537.0	⑥公民連携機能 現況の貸事務所の状況、カフェの適正面積の検討
				⑦高齢者福祉機能 (老人いこいの家機能移転) 利用者数・用途からの検討
				⑧屋外施設機能(公園・駐車場) 既存施設活用
合計集約対象面積 (合計除却対象面積)			約6,734 (約5,665)	約2,000㎡ (基本機能+複合機能)

撤去後駐車場

撤去後駐車場

※1 民間利用を促進(指定緊急避難場所は継続とする) ※2 学童特化施設として再利用

(1)面積算定について



1. この図面は、権利関係には使用できません。印刷用での利用を受けて下さい。
2. この図面は、本市の内部資料につき、法務省の公開位置、閲覧、印刷等申請を不要とさせていただきます。

防災機能面の強化について

阿南市指定避難所一覧(那賀川町抜粋)

NO	市町村名	名称 (施設名)
69	阿南市	平島小学校 体育館
70	阿南市	平島こどもセンター
71	阿南市	今津小学校 体育館
72	阿南市	今津こどもセンター
73	阿南市	那賀川公民館 平島分館
74	阿南市	那賀川公民館
75	阿南市	那賀川中学校 武道場
76	阿南市	黒地文化センター
77	阿南市	科学センター
78	阿南市	那賀川スポーツセンター
79	阿南市	那賀川図書館
80	阿南市	黒地教育集会所
81	阿南市	那賀川老人いこいの家
82	阿南市	大京原教育集会所
83	阿南市	コート・パール徳島クラブハウス

那賀川支所、及び社会福祉会館は、共に旧耐震基準であり、耐震診断未実施のため現在**避難所指定は無い**。



除却しても、避難所の減少とはならない。

左図は近隣エリアの指定避難所を示しており、指定緊急避難所と重複する施設もある。「指定緊急避難場所」は、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として**住民等が緊急に避難する施設**又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」は、**避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ**、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設となっている。

この地域では想定津波高さが2m~3mであるが、指定避難所自体が平屋であったり、1階部分を避難場所と想定している場合が多く、今回の計画で取り壊す「老人いこいの家」と「スポーツセンター」以外は全て平屋となっている。

また、スポーツセンターの2階はほぼ固定の観覧席であり、長期的な避難には考えづらい。また、老人いこいの家の除却により、このエリアから指定避難所が少なくなるため、今回の計画では、**指定避難所を前提とした計画を検討する必要がある**。

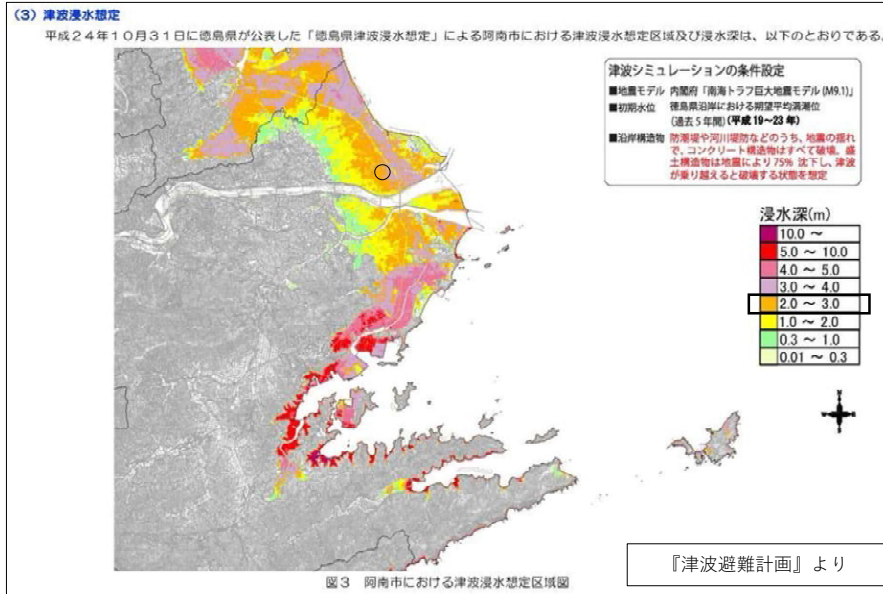
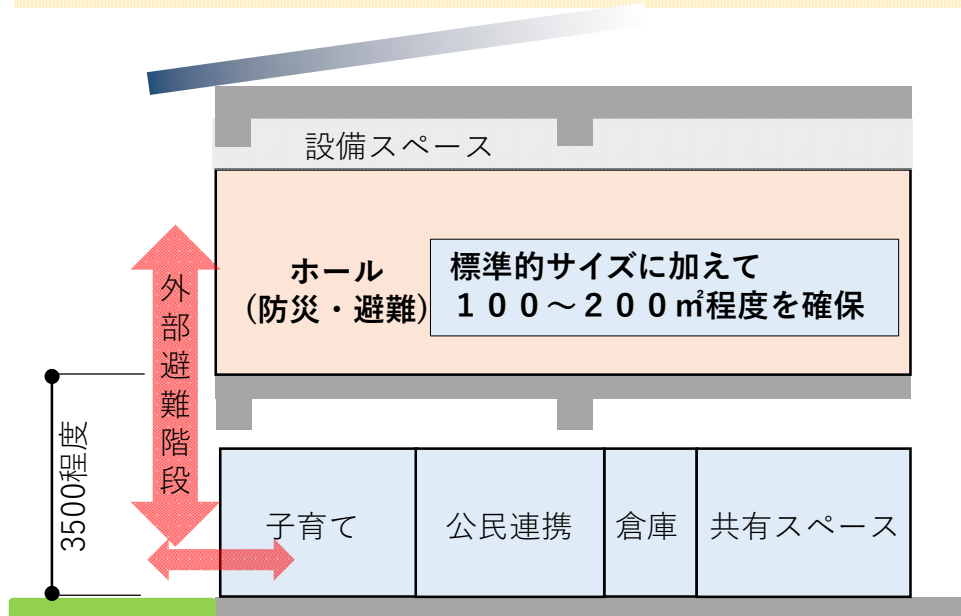
(1)面積算定について

防災機能面の強化について

前頁の指定避難所の現況から、このエリアに必要となるのは**2階以上の平場の避難所**であり、今回の計画で2階に配置予定のホールに**防災機能(面積)**を追加する。

一般的な公民館機能の850㎡～950㎡の中に含まれるホールの面積は、**直近の実績で250㎡前後**となっており、人口規模の大きい富岡公民館でもおおよそ同程度となっている。

機能移転後に**除却の対象**としている那賀川社旗福祉会館のホールは**450㎡以上**、また、指定避難所として指定されている老人いこいの家は、同様に機能移転後に除却となるため、避難所を減らさないという観点からも従来の公民館機能の面積に**100㎡～200㎡程度**のホール面積を追加することで、このエリアの防災機能を強化し、さらには屋上部分に一部平場を設け、指定避難所のみでなく、指定緊急避難場所としての機能を設ける。



(1)面積算定について

阿南市が設置する那賀川町内の14指定避難所のうち、**防災倉庫の設置箇所は小中学校、公民館、公民館分館、及びコートベールの6箇所**であり、そのすべての防災備蓄倉庫が1階屋外に配置されていることから、多くの防災倉庫は**津波の被害を免れない状態**となっている。

また、危機管理課から指定避難所として指定している箇所に対して簡易トイレやテント、パーティションなどを配布しており、**防災倉庫の有無にかかわらず、各施設にて備蓄品ストックの保管場所は必要**となる。

津波災害時にほとんどの防災倉庫が被害を受け、その他の避難所についても避難所自体が平屋である箇所もいくつかあることを想定すると、**地域の中心の防災拠点として防災倉庫や収納面積をカバー**できるよう、必要面積の計画上では**那賀川町全体を対象**として面積算定を行う。

那賀川町指定避難所	防災倉庫の設置	簡易トイレ・仕切り等の配布
平島小学校体育館	○	○
平島こどもセンター		○
今津小学校体育館	○	○
今津こどもセンター		○
那賀川公民館平島分館	○	○
那賀川公民館	○	○
那賀川中学校武道館	○	○
黒地文化センター		○
科学センター		○
那賀川スポーツセンター		○
黒地教育集会所		○
那賀川老人いこいの家		○
大京原教育集会所		○
コートベール徳島	○	○
	6	14

面積算定

阿南市設置の防災倉庫1基の面積
 (幅)2.9m×(奥行き)1.59m = **4.61㎡**

那賀川町全域の指定避難所数×倉庫面積
14カ所×4.61㎡ = 64.5㎡以上

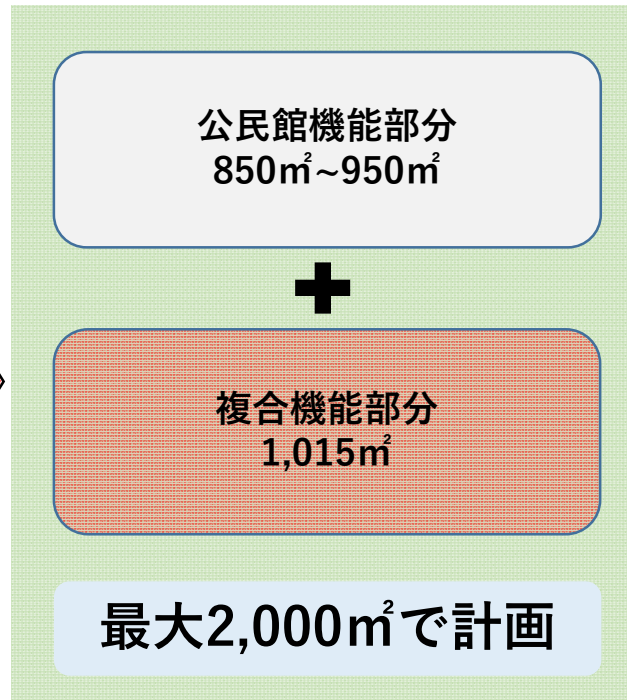
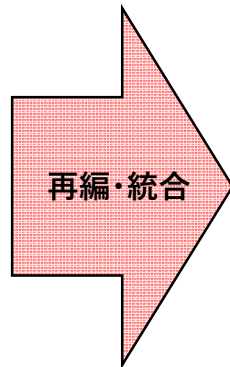
(1)面積算定について

複合機能の必要面積計算結果

設置予定室	面積算定式		面積(m ²)	備考
支所機能事務室	5~9m ² /人 (事務所スペース)	7×4人 =	28.0	支所機能
子育て支援スペース	1.98m ² /人 (生活スペース) 7 m ² /人 (事務スペース)	1.98×30人 = 7×2 =	73.4	子育て機能
防災備蓄倉庫	14カ所×4.61m ² =64.5m ² 以上 ⇒1グリット(6m×6mとする)程度を2つ	6×6×2 =	72.0	防災機能
共有フリースペース	平均値より90m ² (30人程度が同時利用)		90.0	共有スペース機能
貸事務所	1グリットを3つ程度	6×6×3 =	108.0	官民連携
カフェスペース	客席 1.5~1.8m ² /席 厨房 客席×1/3	1.65×15席 = 54×1/3 =	33.0	官民連携
集える空間 (体操)	3.3m ² /人 (1人1坪程度)	3.3×15人 =	49.5	高齢者福祉機能
防災機能追加	ホール面積を100~200m ² 程度追加		150.0	防災機能
		小計	603.9	
廊下係数	1.4~1.6 (専有部分に対する廊下等共用部の割合)	603.9×1.6 =	<u>966.2</u>	選挙事務等を考慮し 広めに設定
機械室	上記の追加面積合計の約5%程度	966.24×0.05 =	<u>48.3</u>	複合機能≒1,015m²
新施設想定面積	公民館機能部分 + 複合機能分	850~950+1,015	1,885m²~1,965m²	最大2,000m²程度

(1)面積算定について

集約・除却対象施設	集約対象	除却対象	面積(m ²)
那賀川社会福社会館	○	○	2195.97
那賀川公民館	○		525.0
那賀川公民館平島分館	○		544.2
那賀川支所	○	○	2135.5
老人いこいの家	○	○	797.0
栖竜荘+付属棟	○	○	537.0
合計集約対象面積 (合計除却対象面積)			約6,734 (約5,665)



現在約6,200㎡を占める公共施設を約2,000㎡へと大幅に集約するにあたり、公民館機能の基本部分と、多岐にわたる複合機能の最適化を図ります。これにより、面積は大幅に減少するものの、**現在提供されているサービスと同等、あるいはそれ以上の機能性の確保が可能です。**人口減少社会において、公共施設に必要な面積は変化しますが、住民が求める機能はむしろ多様化しています。この集約化は、限られたリソースの中で最大限の価値を生み出すための戦略であり、**住民にとってよりアクセスしやすく、利用価値の高い、未来志向の施設への再生を実現します。**

(3)事業費について

設計費及び建設費の検討

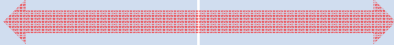
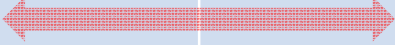
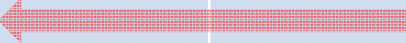
概算事業費については、昨今の経済状況により、現時点での試算と実際に必要となる建設費に大きな乖離が発生する可能性はあるが、**現時点では設計関連費用に約2億円、工事費関連費用に約18～19億円と試算する。**

また、財源については国庫補助金、地方債等の特定財源を最大限活用する。

項目	価格	備考
基本実施設計業務・工事監理業務・意図伝達業務・その他調査関連費用	約2億円程度	国土交通省告示(令和6年告示8号)等
工事費関連費用(2,000㎡程度を想定)	約18～19億円程度	事業者ヒアリング等及び 他市町村発注実績(約300万円程度/坪)
概算事業費合計	約20～21億円程度	※既存施設除却関連費用を除く

※既存施設の除却費用については対象物件の詳細な調査を行ったうえで試算する。

事業スケジュール(案)

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本設計・実施設計						
複合施設建設工事					共用開始	
				※社会福祉会館除却後に駐車場整備		
既存施設除却工事						
		※集約対象建物は新施設供用開始から5年以内に除却完了予定				

(3)事業費について

都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高貴空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

<民間事業者等>、<都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限り。）>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

一民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」
ただし、都市計画適用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を固面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

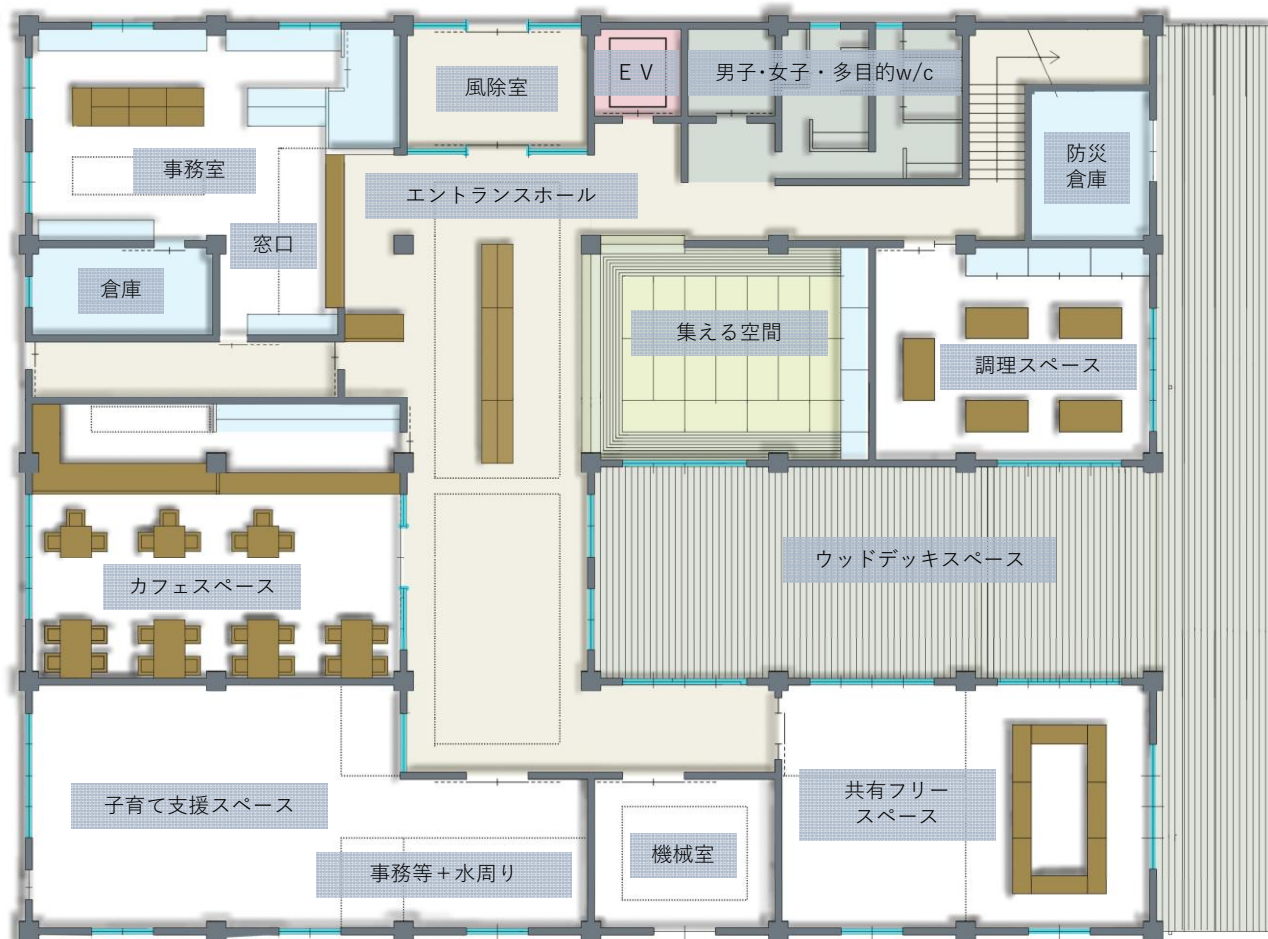
市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集集中支援事業による支援



(4)プランイメージとボリューム

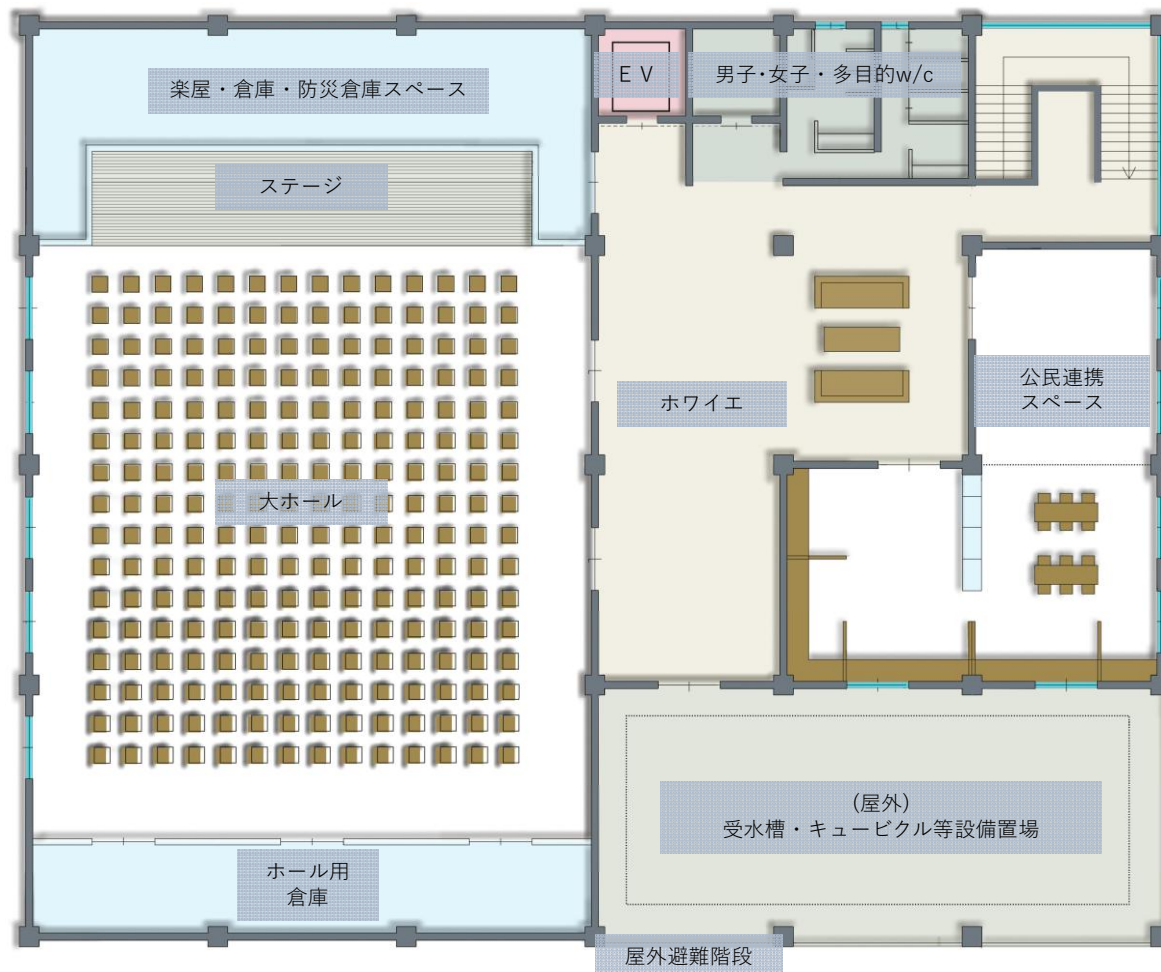
1階平面イメージ



- 設置機能
- 事務室
- カフェスペース
- 集える空間
(高齢者福祉機能)
- 子育て支援
- 共有フリースペース
- 調理スペース
- 広めのエントランス
(選挙・情報発信等)
- 防災倉庫
- ウッドデッキ
(外部連携機能)

(4)プランイメージとボリューム

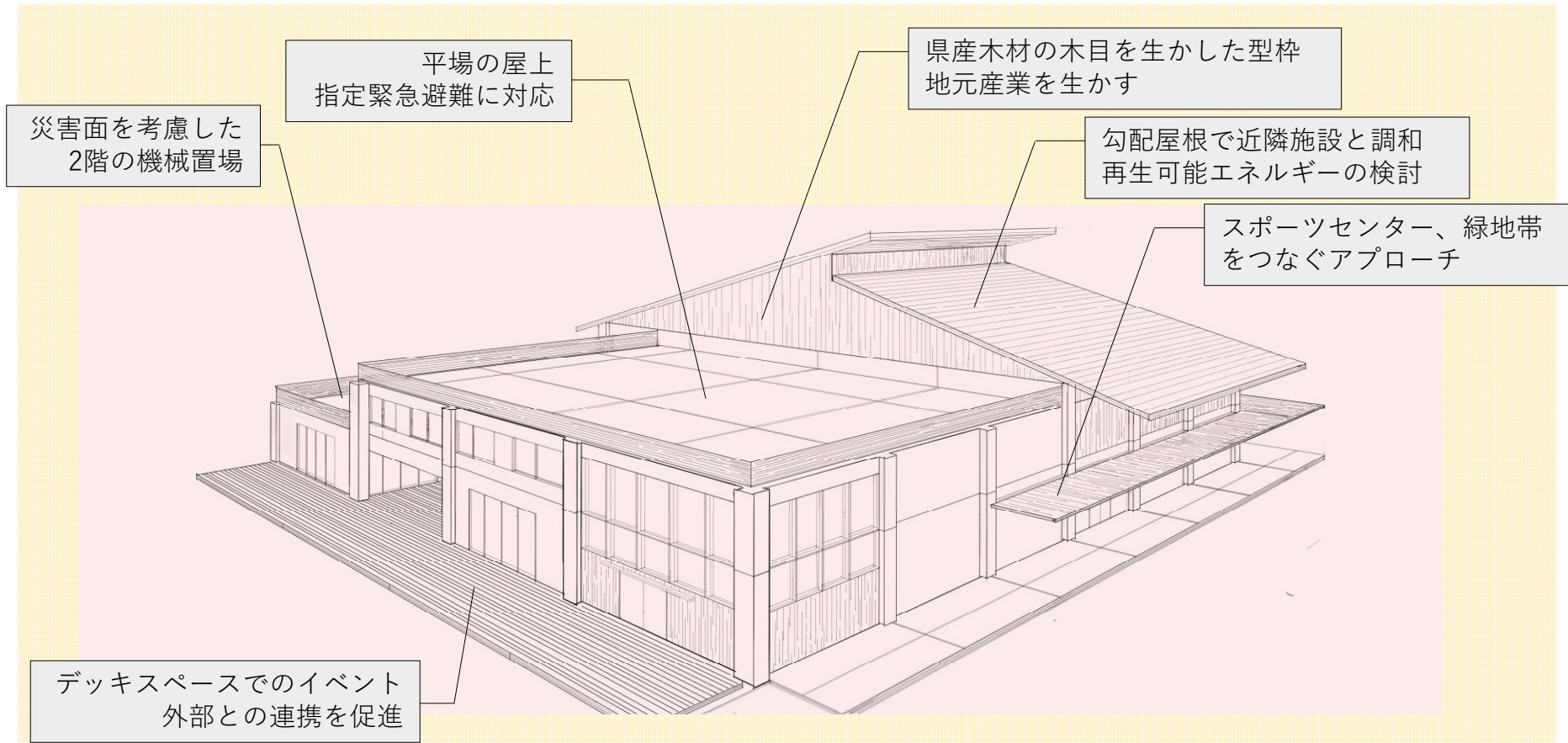
2階平面イメージ



- 設置機能
- 大ホール(防災)
- ホワイエ
- 公民連携スペース
- 防災公庫
- 屋外設備置場

(4)プランイメージとボリューム

イメージパース(※要素の検討)



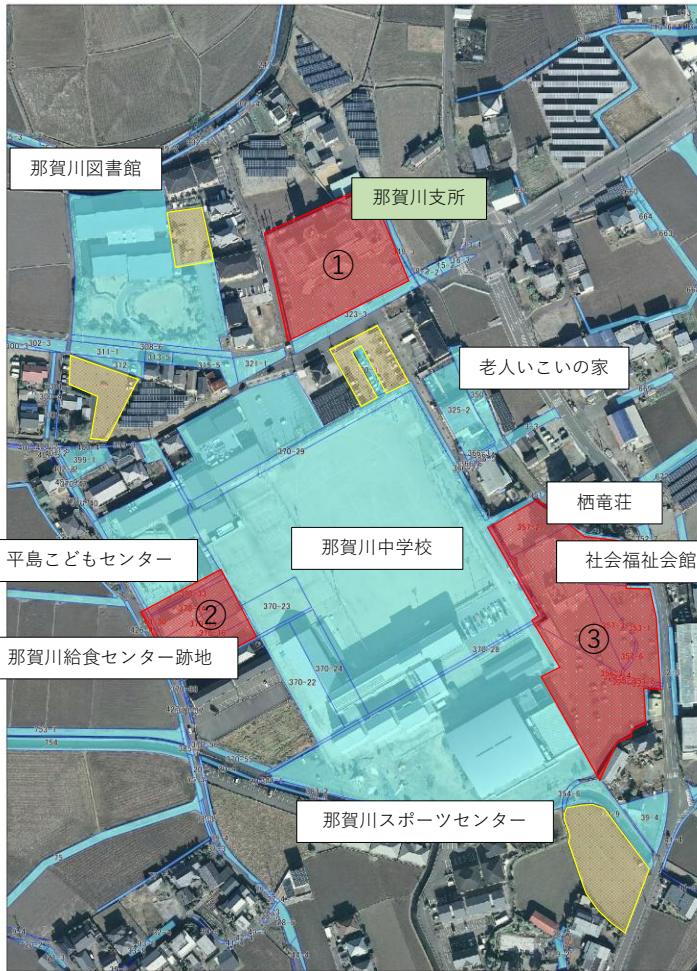
(1)候補地の概要 候補地②



1. この図面は、権利関係には使用できません。図面右下の印を必ずご覧ください。
2. この図面は、本市の申請資料に基づき、図面内の位置、範囲、形状等は必ずしも適合地ではありません。

候補地②	給食センター跡地
敷地面積	2, 100㎡
用途地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率/容積率	60%/200%
接道状況	西面1面 (市道) 苅屋北中島線
排水状況	汚水排水等は、那賀川中学校内の排水路を使用していた。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設除却済み ・比較的成形で合理的な計画が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・道の利便性や敷地の視認性に乏しい。 ・比較的狭くイベント時の駐車場の懸念。 ・第二種中高層住居専用地域の北側斜線制限により、防災機能など、高さを要する計画の際には、配置や高さ制限がかかる。 ・立地条件から他の施設との一体利用には多少の距離がある。 ・津波浸水高さ2m~3m

(1)候補地の概要 候補地①



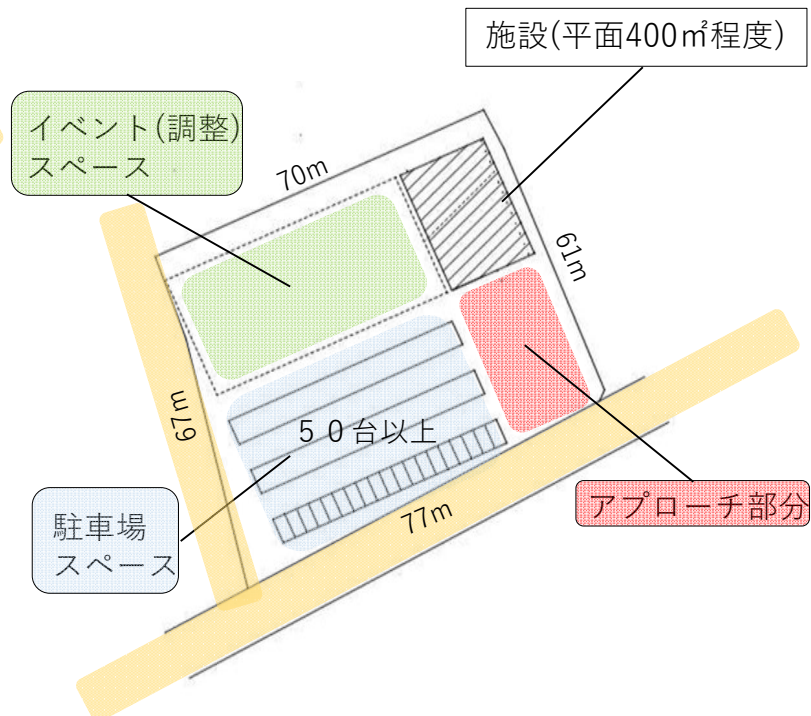
1. この図面は、権利関係には使用できません。図面下の内容を必ずご確認ください。
 2. この図面は、本市の申請資料にのみ有効です。図面外の状況は、位置、形状、面積等から推定されません。

候補地①	那賀川支所
敷地面積	3,900㎡
用途地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率/容積率	60%/200%
接道状況	南面 (県道)主要地方道阿南那賀川線 西面 (市道)苅谷福留線
排水状況	敷地東側側溝に排水
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のランドマークとなる場所。 ・民間参入が最も期待できる。 ・主要地方道に面し、利便性、視認性良好。 ・図書館、中学校、道の駅の屋根形状(切妻)の統一で街並みの一体感を創出。 ・敷地が成形で、合理的かつ南向き中心の計画が可能。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・現在一部の部屋を国土交通省に貸し出している。 ・敷地内に、ケーブルテレビ阿南の基地局あり。 ・既存施設の除却が伴う計画となり、運用開始までの期間が必要となり、移転が2回必要となる。 ・第二種中高層住居専用地域の北側斜線制限により、防災機能など、高さを要する計画の際には、配置や高さに制限がかかる。 ・他の施設との一体利用に距離がある。 ・津波浸水高さ2m~3m。

①那賀川支所



(3)配置計画・立地条件からのアプローチ候補地①

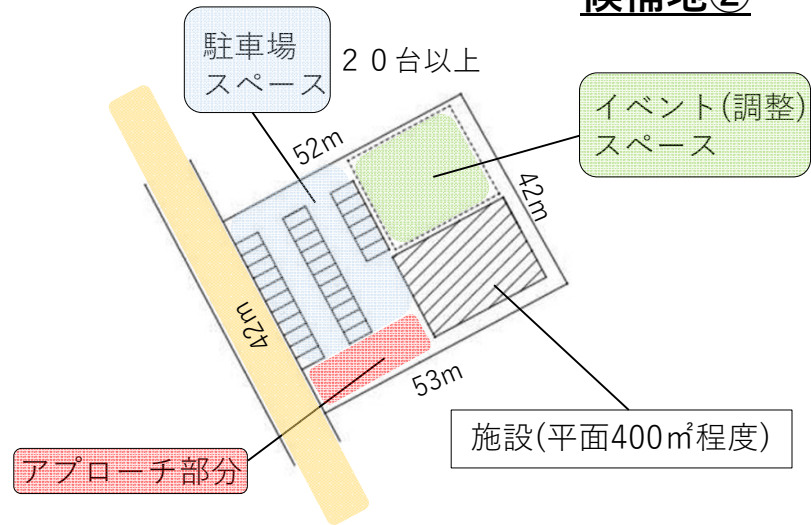


敷地形状、敷地面積、接道状況など、自由度の高い建築計画が可能。
県道、民地などの条件により、独立した敷地となっている。近隣の市有施設との一体利用でのメリットは見だしにくい。

②給食センター跡地



(3)配置計画・立地条件からのアプローチ候補地②

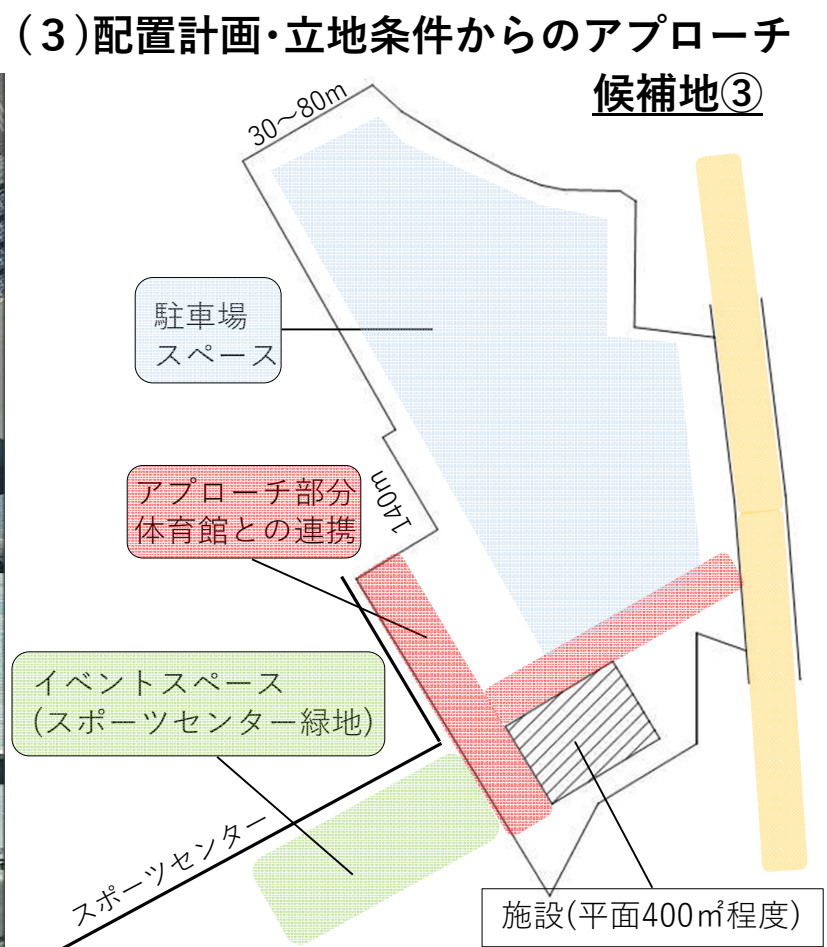


敷地形状は成形であり、西側全面に接道している。候補地の中では相対的に狭く感じられるが、直近の施工例として、大野公民館の敷地面積は2,600㎡程度で建設しているのに対して、こちらは2,100㎡程度であり狭くない。接道側が短辺方向となるため計画の自由度に多少の影響はあるが懸念されるほどではない。1階の設置機能のボリュームには注意が必要。中学校、こどもセンターに隣接しているが、一般利用利用のある施設ではない。近隣の市有施設との一体利用でのメリットは見いだしにくい。

③社会福祉会館跡地

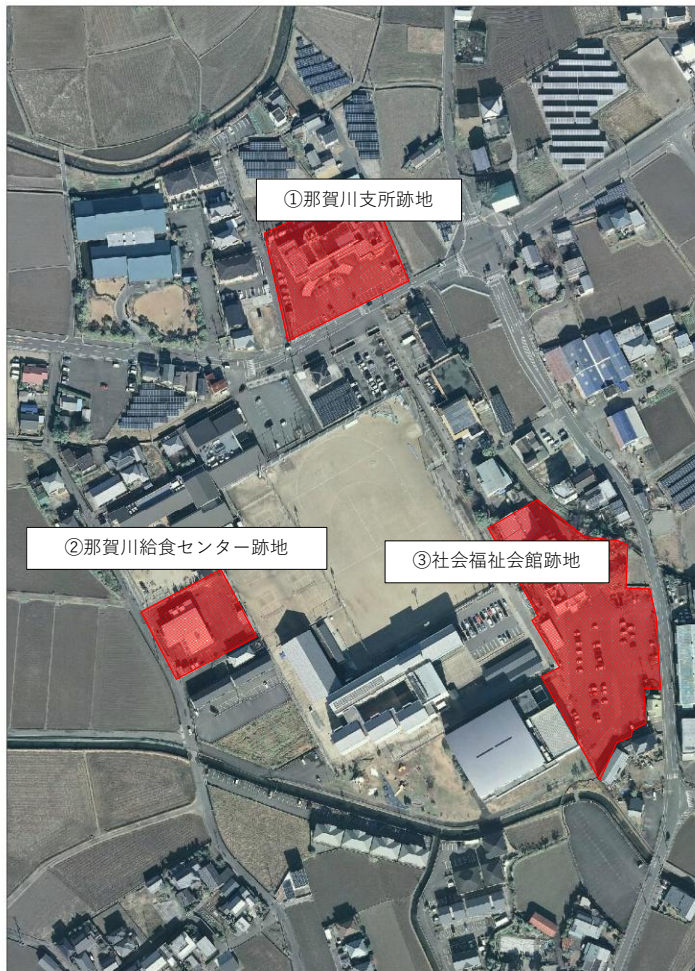


(3)配置計画・立地条件からのアプローチ候補地③



体育館の駐車場用地であり、自由度の高い設計が可能。
体育館との連携、緑地帯、公園等の一体利用が期待できる。
既存施設の跡地を駐車場として利用する。

(3)配置計画・立地条件からのアプローチ 総括

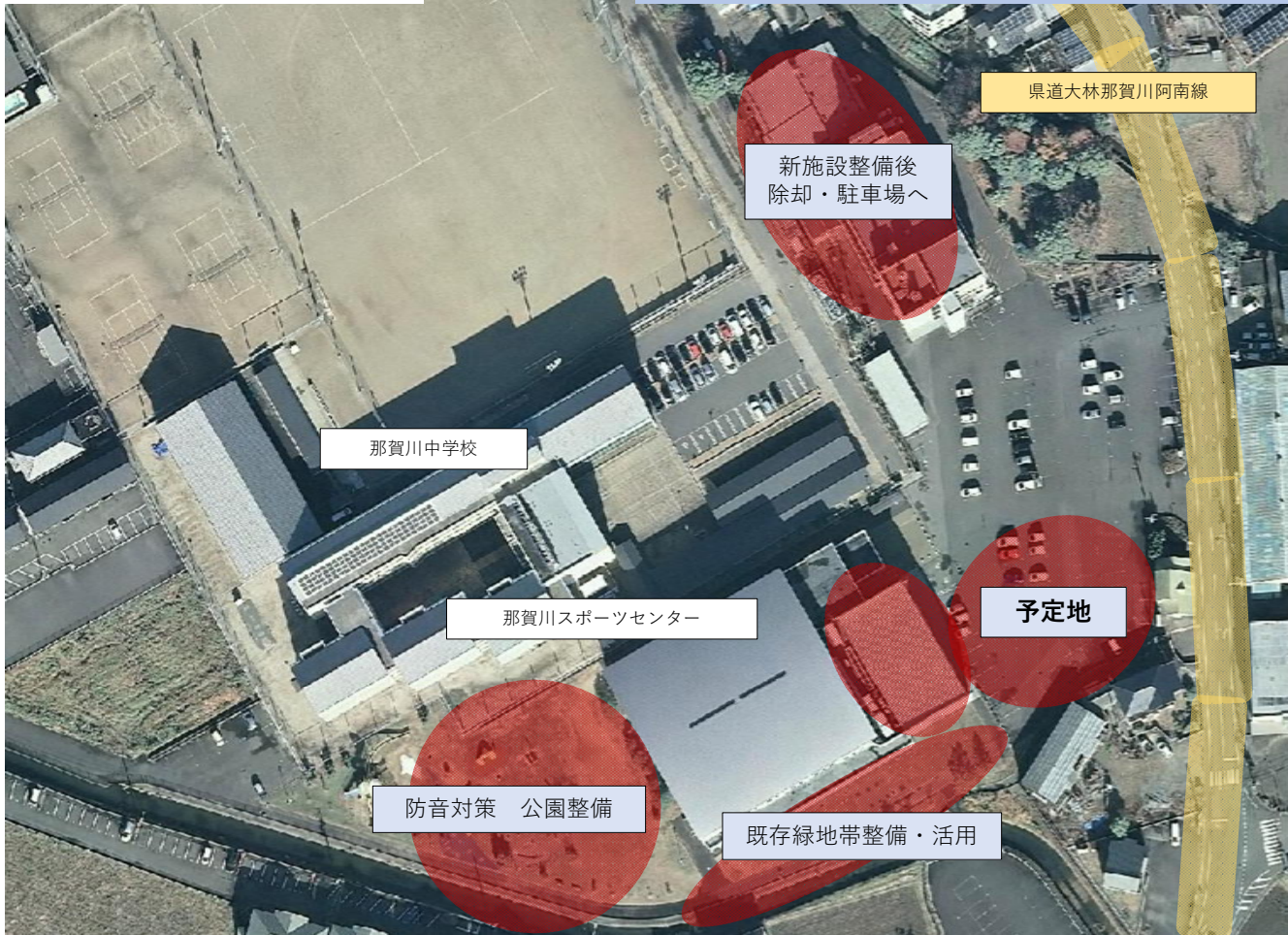


建設場所	要求機能と用地選定	効果
① 那賀川支所跡地	<ul style="list-style-type: none"> 十分なスペースと接道条件から、自由度の高い、多目的な施設の計画が可能となる。 立地条件から周辺の市有施設を兼用することも検討しづらい。 	○
② 給食センター跡地	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積400㎡(同市他施設程度)の単独用途の計画では、運用可能と考えるが、多目的な用途として運用した場合では狭く、立地条件から周辺の市有施設を兼用することも検討しづらい。 	△
③-1 社会福祉会館跡地(北側)	<ul style="list-style-type: none"> 体育館と駐車場は共有できるが、機能連携等のメリットは見出しにくい。 既存施設東側の慰霊碑によるプランの制限。 	△
③-2 社会福祉会館跡地(南側)	<ul style="list-style-type: none"> 外部空間との連携や、イベント時の十分な駐車スペース、体育館の機能の共有など、既存施設の活用が最も期待できる。 想定建築範囲と要求機能の変化による平面計画変更への対応がしやすい。 	◎

1. この図面は、権利関係には使用できません。正確なものでなければなりません。
2. この図面は、東部の内部空間にのみ、建設物の位置、位置、形状を示すものではありません。

(4)敷地計画総括

新施設完成後の周辺イメージ



- ・ 既存緑地帯整備
- ・ 公園整備及び中学校側の防音対策
- ・ 新施設とのアプローチ
※ 本体工事に含む
- ・ 旧社会福社会館、栖竜荘跡地の駐車場整備

(1)面積算定について(既存施設の機能からのアプローチ)

既存施設の利用状況(那賀川支所)

那賀川支所 2135.15㎡ ⇒ 現在の使用状況 執務室 84.3㎡

※国土交通省の賃貸は恒久的では無いため試算無し その他CATV会社が利用

阿南市
利用ゾーン

那賀川支所は平成18年の市町村合併以来、機能は限定的であり現在では**4名程度**で事務を行っている。行政機能の移転に伴う必要面積については事務スペースが対象となるが、事務所の1人あたりの最低必要面積基準は、労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則による「**労働者一人につき10立方メートル以上**」(約1.4坪=4.8平方メートル以上)という記載があり、気積10m³(立方メートル)を建築基準法による居室の最低天井高さ2.1mで除することにより、1人あたり約1.4坪程度の最低限の面積である約5㎡が算出される。一般的には**職場環境の必要条件として5㎡~7㎡以上、快適な作業環の確保するための目安は約9㎡**といわれている。



面積算定

支所機能部分面積
想定人数×必要面積
4名×7㎡(5㎡~9㎡の平均)=28㎡
⇒基本機能部分の事務所に面積追加

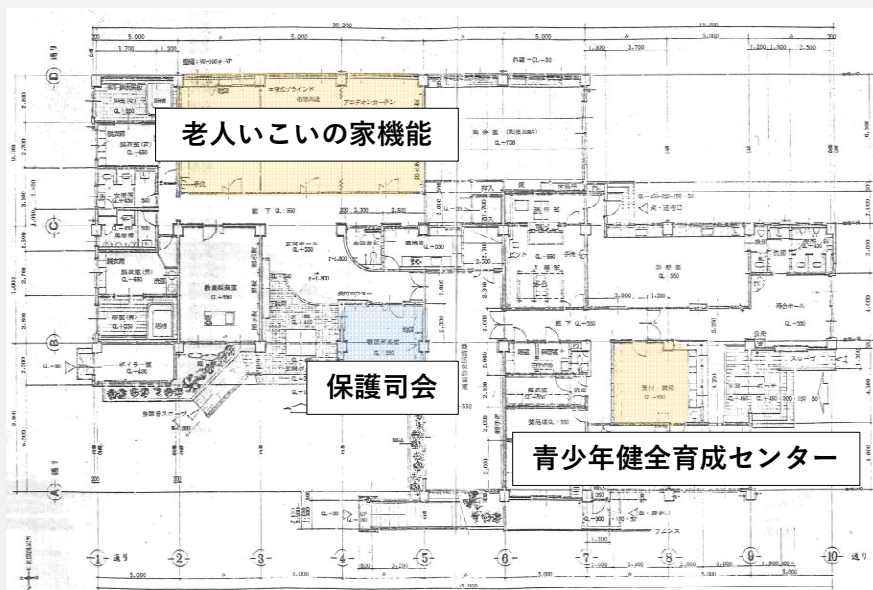
(1)面積算定について(既存施設の機能からのアプローチ)

既存施設の利用状況(老人いこいの家)

老人いこいの家 797.00㎡ ⇒ 現在の使用状況
いこいの家機能部分 106.5㎡
青少年健全育成センター 27.0㎡

阿南市
利用ゾーン

他団体
利用ゾーン



老人いこいの家1F 平面図

老人いこいの家は、昭和61年に保健センターとして建設され、現在では用途が変わり、老人いこいの家、青少年健全育成センター、他団体として保護司会が使用しており、老人いこいの家機能としては100歳体操や、地域住民のコミュニケーションの場としての利用が中心となっている。

機能移転の対象として、いこいの家機能である体操やコミュニケーションの場としてのスペースを設ける。専用室という位置づけではなく、共用部と一体的に使用する解放されたスペースとして検討する。

体操での利用などを考慮し、その場で体を大きく動かしても干渉しない、約1.8m×1.8m(1人1坪・3.3㎡)を基準とする。

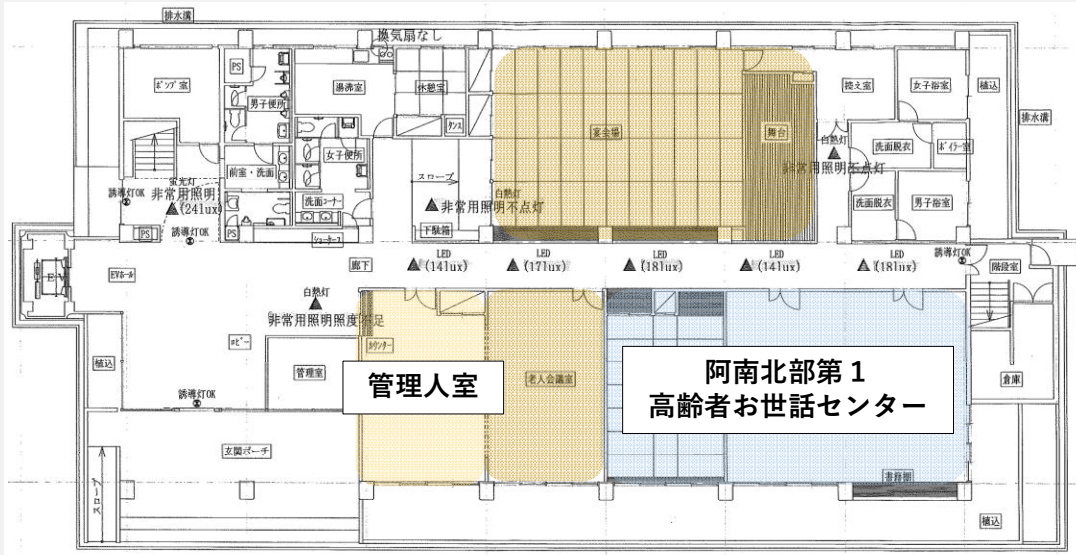
面積算定

老人いこいの家機能部分(集える空間)面積
想定人数(現況の利用者の目安)×必要面積
15名程度×3.3㎡=49.5㎡

(1)面積算定について(既存施設の機能からのアプローチ)

社会福社会館 2195.97㎡

現在の使用状況 お世話センター 約120.0㎡ 管理人室 約40㎡ その他 貸館状態



阿南市
利用ゾーン

他団体
利用ゾーン

貸館ゾーン

既存施設の利用状況(社会福社会館)

憩いの間 8時間程度/週

曜日	時間	利用状況	主催者	備考
土	1 1	憩いの間		
日	2 1	憩いの間		
月	3 1	特別夜間		
火	4 1	憩いの間		
水	5 1	憩いの間		
木	6 1	憩いの間		
金	7 1	憩いの間		
土	8 1	憩いの間		
日	9 1	憩いの間		
月	20 1	特別夜間		
火	11 1	憩いの間		
水	12 1	憩いの間		
木	13 1	憩いの間		
金	14 1	憩いの間		
土	15 1	憩いの間		
日	16 1	憩いの間		
月	27 1	特別夜間		
火	18 1	憩いの間		
水	19 1	憩いの間		
木	20 1	憩いの間		
金	21 1	憩いの間		
土	22 1	憩いの間		
日	23 1	憩いの間		
月	24 1	特別夜間		
火	25 1	憩いの間		
水	26 1	憩いの間		
木	27 1	憩いの間		
金	28 1	憩いの間		
土	29 1	憩いの間		
日	30 1	憩いの間		

会議室 15時間程度/週 ※固定客の1人のみ

曜日	時間	利用状況	主催者	備考
土	1 1	会議室		
日	2 1	会議室		
月	3 1	会議室		
火	4 1	会議室		
水	5 1	会議室		
木	6 1	会議室		
金	7 1	会議室		
土	8 1	会議室		
日	9 1	会議室		
月	20 1	特別夜間		
火	11 1	会議室		
水	12 1	会議室		
木	13 1	会議室		
金	14 1	会議室		
土	15 1	会議室		
日	16 1	会議室		
月	27 1	特別夜間		
火	18 1	会議室		
水	19 1	会議室		
木	20 1	会議室		
金	21 1	会議室		
土	22 1	会議室		
日	23 1	会議室		
月	24 1	特別夜間		
火	25 1	会議室		
水	26 1	会議室		
木	27 1	会議室		
金	28 1	会議室		
土	29 1	会議室		
日	30 1	会議室		

(1)面積算定について(既存施設の機能からのアプローチ)

既存施設の利用状況(社会福祉会館)

曜日	日	部室名	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	主催者	減失
土	1	1	応接室														-
日	2	1	応接室														-
月	3	1	応接室														-
火	4	1	応接室														-
水	5	1	応接室														-
木	6	1	応接室														-
金	7	1	応接室														-
土	8	1	応接室														-
日	9	1	応接室														-
月	10	1	応接室														-
火	11	1	応接室														-
水	12	1	応接室														-
木	13	1	応接室														-
金	14	1	応接室														-
土	15	1	応接室														-
日	16	1	応接室														-
月	17	1	応接室														-
火	18	1	応接室														-
水	19	1	応接室														-
木	20	1	応接室														-
金	21	1	応接室														-
土	22	1	応接室														-
日	23	1	応接室														-
月	24	1	応接室														-
火	25	1	応接室														-
水	26	1	応接室														-
木	27	1	応接室														-
金	28	1	応接室														-
土	29	1	応接室														-
日	30	1	応接室														-

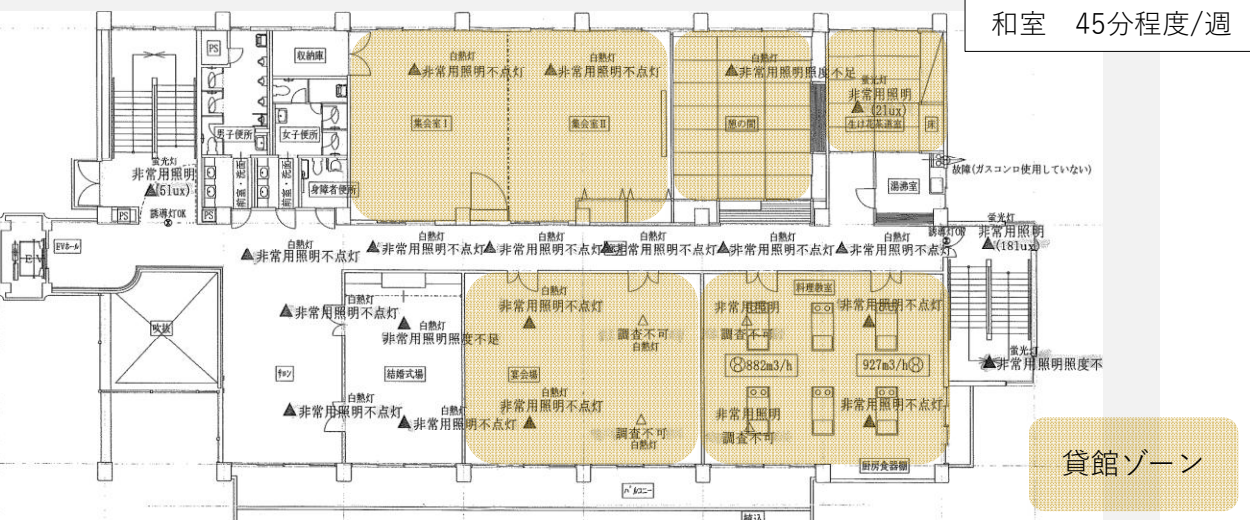
応接室 3時間程度/週

曜日	日	部室名	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	主催者	減失
土	1	1	料理教室														-
日	2	1	料理教室														-
月	3	1	料理教室														-
火	4	1	料理教室														-
水	5	1	料理教室														-
木	6	1	料理教室														-
金	7	1	料理教室														-
土	8	1	料理教室														-
日	9	1	料理教室														-
月	10	1	料理教室														-
火	11	1	料理教室														-
水	12	1	料理教室														-
木	13	1	料理教室														-
金	14	1	料理教室														-
土	15	1	料理教室														-
日	16	1	料理教室														-
月	17	1	料理教室														-
火	18	1	料理教室														-
水	19	1	料理教室														-
木	20	1	料理教室														-
金	21	1	料理教室														-
土	22	1	料理教室														-
日	23	1	料理教室														-
月	24	1	料理教室														-
火	25	1	料理教室														-
水	26	1	料理教室														-
木	27	1	料理教室														-
金	28	1	料理教室														-
土	29	1	料理教室														-
日	30	1	料理教室														-

料理教室 3時間/週

曜日	日	部室名	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	主催者	減失
土	1	1	集会室														-
日	2	1	集会室														-
月	3	1	集会室														-
火	4	1	集会室														-
水	5	1	集会室														-
木	6	1	集会室														-
金	7	1	集会室														-
土	8	1	集会室														-
日	9	1	集会室														-
月	10	1	集会室														-
火	11	1	集会室														-
水	12	1	集会室														-
木	13	1	集会室														-
金	14	1	集会室														-
土	15	1	集会室														-
日	16	1	集会室														-
月	17	1	集会室														-
火	18	1	集会室														-
水	19	1	集会室														-
木	20	1	集会室														-
金	21	1	集会室														-
土	22	1	集会室														-
日	23	1	集会室														-
月	24	1	集会室														-
火	25	1	集会室														-
水	26	1	集会室														-
木	27	1	集会室														-
金	28	1	集会室														-
土	29	1	集会室														-
日	30	1	集会室														-

集会室 12時間程度/週



和室 45分程度/週

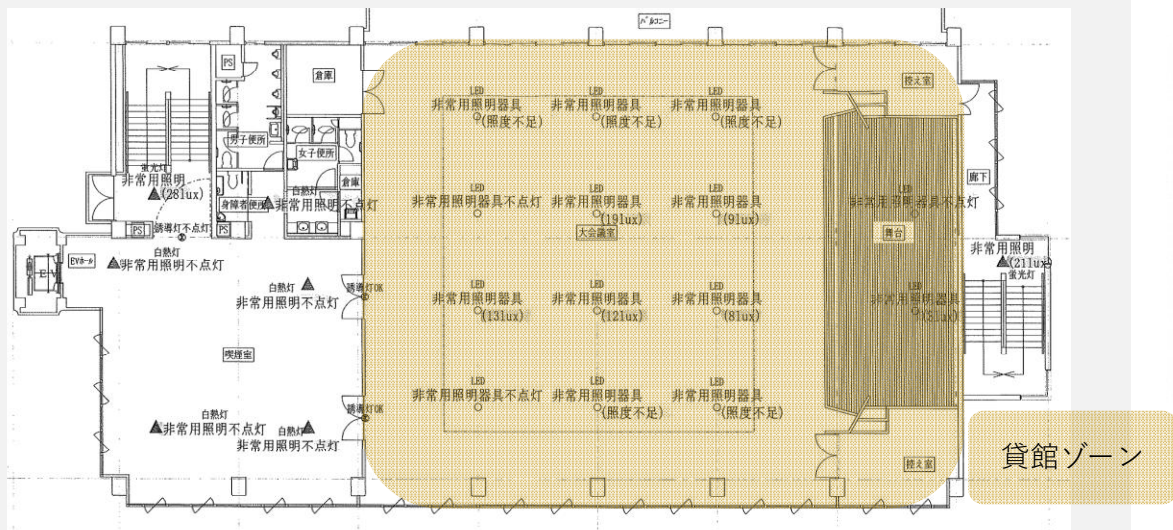
貸館ゾーン

曜日	日	部室名	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	主催者	減失
金	21	1	和室													個人F	-
土	1	1	生け花教室														-
日	2	1	生け花教室														-
月	3	1	生け花教室														-
火	4	1	生け花教室														-
水	5	1	生け花教室														-
木	6	1	生け花教室														-
金	7	1	生け花教室														-
土	8	1	生け花教室														-
日	9	1	生け花教室														-
月	10	1	生け花教室														-
火	11	1	生け花教室														-
水	12	1	生け花教室														-
木	13	1	生け花教室														-
金	14	1	生け花教室														-
土	15	1	生け花教室														-
日	16	1	生け花教室														-
月	17	1	生け花教室														-
火	18	1	生け花教室														-
水	19	1	生け花教室														-
木	20	1	生け花教室														-
金	21	1	生け花教室														-
土	22	1	生け花教室														-
日	23	1	生け花教室														-
月	24	1	生け花教室														-
火	25	1	生け花教室														-
水	26	1	生け花教室														-
木	27	1	生け花教室														-
金	28	1	生け花教室														-
土	29	1	生け花教室														-
日	30	1	生け花教室														-

生け花教室 8時間程度/週

(1)面積算定について(既存施設の機能からのアプローチ)

既存施設の利用状況(社会福祉会館)



大ホール 14時間程度/週

曜日	日	部室名	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	主催者	減免
土	1	大ホール														伊集原弘教婦人会	-
日	2	大ホール														伊集原弘教婦人会	-
月	3	大ホール															-
火	4	大ホール														阿南第九の会	-
水	5	大ホール															-
木	6	大ホール														那賀川社会福祉会館	○
金	7	大ホール															-
土	8	大ホール															-
日	9	大ホール														那賀川社会福祉会館	○
月	10	大ホール															-
火	11	大ホール														阿南第九の会	-
水	12	大ホール															-
木	13	大ホール														那賀川社会福祉会館	○
金	14	大ホール															-
土	15	大ホール															-
日	16	大ホール														個人	-
月	17	大ホール															-
火	18	大ホール														阿南第九の会	-
水	19	大ホール															-
木	20	大ホール														那賀川社会福祉会館	○
金	21	大ホール															-
土	22	大ホール															-
日	23	大ホール														ウチセアノ教室	-
月	24	大ホール															-
火	25	大ホール														阿南第九の会	-
水	26	大ホール															-
木	27	大ホール															-
金	28	大ホール															-
土	29	大ホール															-
日	30	大ホール															-

社会福祉会館は2,195.97㎡のうち、お世話センターが約120㎡使用し、その他のほとんどが現在も貸館状態となっている。貸館の利用状況は、相対的に大ホールや集会室の利用はあるが、その他の室についてはほぼ未利用状態、もしくは僅かな固定の利用者のみとなっている。機能面は公民館機能とほぼ重複することから、機能移転の面積積算では貸事務所機能、ホールの防災機能を対象とする。

現況で貸事務所などに使用している室の面積は120㎡程度の3グリットであり、面積の妥当性は入居する団体の規模による。そのため、面積ではなく計画に無理ないよう同様の**3グリット程度**とし、ワークスペースのみならず、会議室としての個別利用や、自習スペースなどの利用を想定した計画とする。

(1)面積算定について

供用フリースペースの考え方について

那賀川社会福祉会館				合計(m ²)	平均(m ²)	利用状況	合計	1日平均
1階	憩いの間	80		270	90	8時間/週	23時間/週	3.3時間
2階	集会室(2室分割可)	55	55			12時間/週		
	応接室	80				3時間/週		

※既存施設の利用状況(社会福祉会館)より算出

現在の那賀川社会福祉会館で、多目的に使用することを想定している室の平均的な面積は90㎡程度であり、利用状況は合計でも週23時間程度となっており、新施設の稼働が週7日とした場合では1日あたり3.3時間程度の利用となっている。供用フリースペースとしてフレキシブルな利用を想定していることから、1部屋で大きく使う想定ばかりではなく、必要に応じて分割可能とすることで重複を避けられる仕様とする。

面積算定

那賀川社会福祉会館の多目的用途室の平均的な面積

$$270\text{ m}^2 \div 3\text{ 室} = 90\text{ m}^2\text{ 程度}$$

【30人程度が利用する一般的な会議室程度】

(1)面積算定について

カフェスペース

前提条件として1名での運営を想定しており、その場合には**15席程度**までがスムーズな運営が可能とされています。また、一般的なカフェの場合、1人当たりの客席面積は1.5㎡～1.8㎡とし、客席面積に対する調理場の割合を1/3程度見込みます。

この席数設定は、創業者にとっての運営効率だけでなく、事業の持続可能性を高めることにも繋がります。開業のハードルが下がり、『**スモールスタート**』が促進され、結果として地域に根差した多様な魅力を持つ店舗の創出へと貢献します。

子育て支援スペース

現在の計画において必要面積を算出するにあたり、子育て支援施設に明確な面積基準がなく、未就学児を対象とした児童福祉法に基づく施設として面積を算出します。

今後の検討次第では、**誰もが気軽に利用できるキッズスペースとして子育て環境を提供**するのか、それとも**子育て支援施設として運営**するのか、さらには**将来的に小規模保育事業や一時預かり事業**といった、より専門性の高い施設への移行も視野に入れるのか、方向性は多岐にわたります。このような状況において、約70㎡という面積は、将来的な地域のニーズの変化に柔軟に対応できる規模であり、認可を見据える上での一つの基準となり得ると考えられます。

カフェスペース・子育て支援スペースの考え方について

面積算定

座席数・面積		備考
想定座席数	15 席	※1人での運営を想定
客席㎡換算	1.65 ㎡/席	※1.5～1.8㎡/席 1坪に2席程度
客席面積	24.8 ㎡	
調理場㎡換算	0.333	※客席面積の1/3
調理場面積	8.2 ㎡	
総面積	33.0 ㎡	

33.0㎡程度のカフェスペースを見込む

面積算定

人数・面積		備考
スタッフ人数	2 人	
事務所面積	14.0 ㎡	※事務所1人あたり： 5～7㎡/人 7㎡採用
想定座席数	30 人	※児童福祉法配置基準： 3歳以上 15人/人 ⇒スタッフ2人
保育室㎡換算	1.98 ㎡/席	※児童福祉施設基準： 2歳以上 1.98㎡以上/人
面積	59.4 ㎡	
総面積	73.4 ㎡	

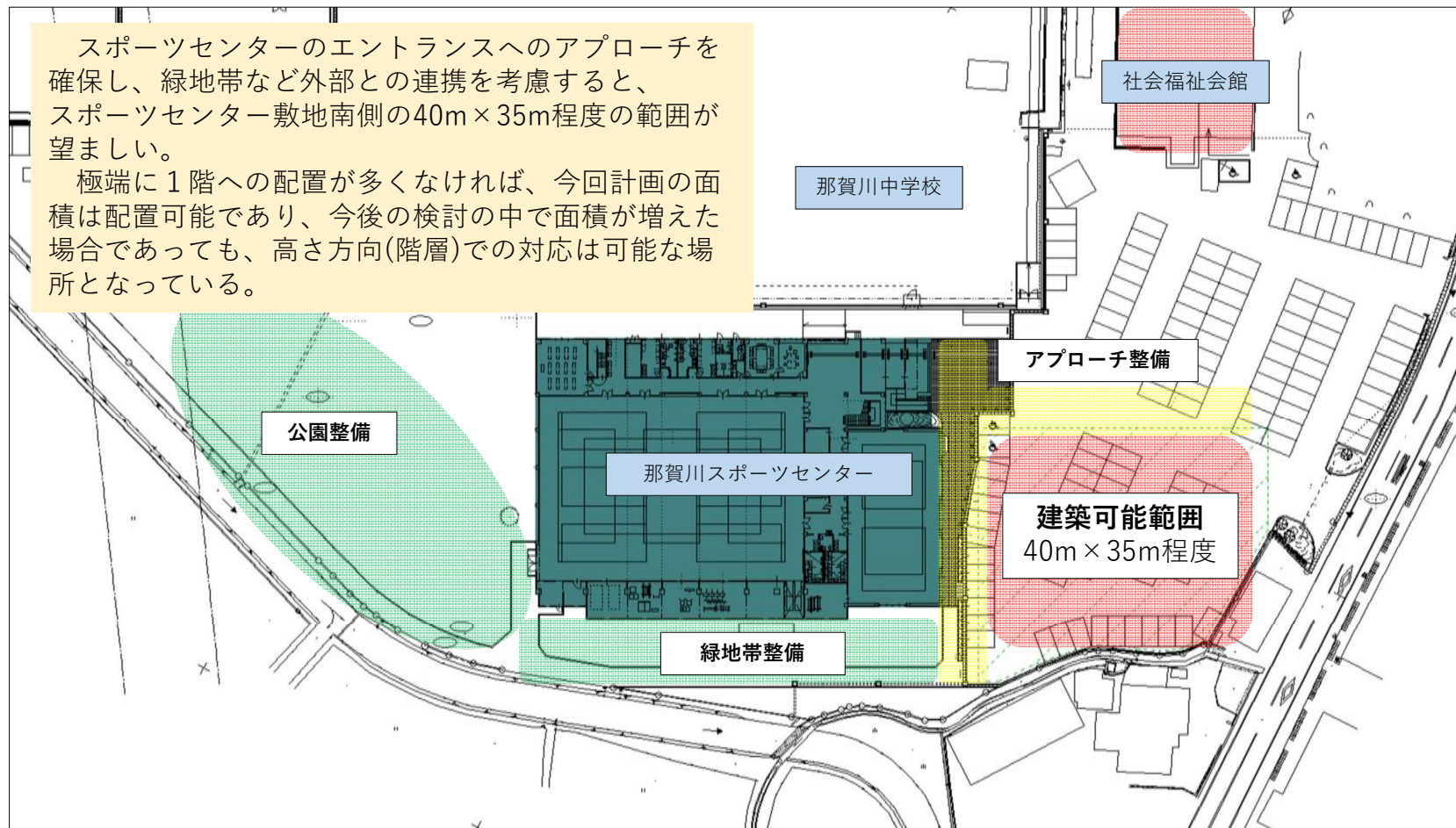
73.4㎡程度の子育て支援スペースを見込む

(2) 建築可能範囲と配置計画

周辺施設と建築可能範囲

スポーツセンターのエントランスへのアプローチを確保し、緑地帯など外部との連携を考慮すると、スポーツセンター敷地南側の40m×35m程度の範囲が望ましい。

極端に1階への配置が多くなければ、今回計画の面積は配置可能であり、今後の検討の中で面積が増えた場合であっても、高さ方向(階層)での対応は可能な場所となっている。



(2) 建築可能範囲と配置計画

駐車場の検討



① 建設中の期間

建設予定地の約 1 4 0 0 m²が使用できない状態
(敷地内通路部分含め身障者用 2 台、一般用 5 0 台)
※南側駐車場(約 2 1 0 0 m²)の利用継続で対応
工事用車両についても南側で検討
年に数回の混雑時は周辺公共施設の駐車場を利用
できるよう事前に協力体制をとる



② 建設完了時から社会福祉会館等の除却までの期間

建設地の約 1 4 0 0 m²が使用できない状態
※南側駐車場(約 2 1 0 0 m²)の利用継続で対応



③ 社会福祉会館等の除却後

除却跡地の約 2 3 0 0 m²が使用できる状態
※従前より広くなるため南側駐車場の契約解消検討